

第五十一回国会 法務委員会 議 録 第二十八号

昭和四十一年四月十九日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 田村 良平君

理事 細迫 兼光君

理事 銀治 良作君

理事 佐伯 宗義君

理事 千葉 三郎君

理事 濱野 清吉君

理事 田中 武夫君

出席國務大臣

法務大臣 石井光次郎君

出席政府委員

検事 (民事局長) 新谷 正夫君

通商産業事務官 (企業局長) 島田 喜仁君

中小企業庁長官 山本 重信君

委員外の出席者

大蔵事務官 (大臣官房財務調査官) 加治木俊道君

専門員 高橋 勝好君

委員 鍛冶良作君及び田中武夫君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 鍛冶良作君及び田中武夫君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 鍛冶良作君及び田中武夫君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 鍛冶良作君及び田中武夫君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 鍛冶良作君及び田中武夫君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 鍛冶良作君及び田中武夫君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 鍛冶良作君及び田中武夫君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 鍛冶良作君及び田中武夫君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 鍛冶良作君及び田中武夫君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 鍛冶良作君及び田中武夫君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十七号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人出席に関する件についておはかりいたします。すなわち、先ほどの理事会で申し合わせたのとおり、ただいま審査中の借地法等の一部を改正する法律案について参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、日時は来たる二十八日午前十時半とし、人選等は委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○大久保委員長 この際発言を求められておりますので、これを許します。横山利秋君。

○横山委員 政府側において発言をいたしたいのですが、先ほど理事会において発言をいたしまして、同僚諸君の御了承を得た点でございます。それは先般本委員会でも私政府側の善処を要望いたしました。本年度予算で多少の善処があった法務局における登記事務の問題であります。つい二、三日前私たまたま名古屋の法務局へ行きまして、つぶさにこの実情を調査いたしましたところ、次のような欠陥が非常に目立つたわけであります。その第一は、職員がたばこを吸うひまもなく働いておられるのですけれども、ほかの役所に比べまして非常に不便なものである、そう痛感されました。それはたとえば閲覧をするのにすわることもない。そしてお茶を飲む設備もない狭い場所にごった返しておる。聞けば一日に約千人近い人があそこへ申請をしておいて、おそらく半数近い人が出入りしているであります。全く何ともならぬという状況です。

それからその次に痛感されましたことは、機械化が非常に不足している。ゼロックス一台、宝のようには持っておりませんが、これが朝から晩まで回り続けておいて、効果があらならない。そういう機械化の不足が目立つ。それから仕事、きりきり舞いしておいてもおそい。事務が滞滞している。名古屋市の区役所を見ますと、オートメーションによつてずつと流れ作業になって、機械もずつと設置されておる。それに比較いたしますと、見るもむさんなほど事務が滞滞している。それから司法書士の人が役所の仕事を手助けしている。その手助けの限界というものは一体何もないのではありませんか。局長は、いまそれはきちんとしてありますと言いますけれども、やはり仕事が忙しいものですから、どうしても民間人である司法書士が申請の約五割から六割までくわいの担当している。そして役所の中に入つて仕事を手助けしておるといふ状態は、ちよつと問題があるような気がします。

そこで、理事会としては来月一べん東京都内の現地調査をしていただくことになりましたが、それまでに資料をいただきたいと思います。

第一は、いまそういうような事務の業務量はどのくらいであるか、全国、特に大都市が中心だと思ひますから、大都市の業務量の状況を知りたいと思ひます。

その次にはそれに対する人員の状況、一人当たりの業務量といふことも、むずかしいかもしれせんけれども、私どもにわかりやすい何か業務量の状況が知りたいと思ひます。

それからその次に、超過勤務がどのくらい行なわれているか。私の拝見しましたところ、一週間に一回、木曜日でござりますが、全員超過といふことになっている。それがノーマルな状況で毎週続けられておる。つまり、一人だけが居残つてもどうにもならぬからというわけで、毎週木曜日なり水曜日は全職員が居残つて、六時から七時ごろまでやる。大体超過というものの性格上、こういうことはおかしい。超過の状況並びに超過勤務の予算とのつり合ひはどうなつておるか。

そのほか、司法書士の業務との関係でありますけれども、司法書士の手数料、これは認可事項だと思ひますから、どのくらいだか知りませんが、ああいふ状況ではみんな司法書士のところに行くだらう。もう少し設備を改善し、閲覧室をつくり、そして市民諸君がさつと来てさつとやれるようになくふはできないものかということが痛感されるのですが、司法書士の仕事の状況、手数料の状況はどうか。

最後には、その他参考になることをいただきましたのでありますが、感想として、こういう登記事務は大都市に集中しておるわけですが、人員のアンバランスはどういうふうにかうか。農村においてはそんなに仕事はふえていないと思ひますが、都市において格別増加しておると思ひます。人員のアンバランスはどういうふうにかうか。農村においてはそんなに仕事はふえていないと思ひますが、都市においては格別増加しておると思ひます。人員のアンバランスはどういうふうにかうか。農村においてはそんなに仕事はふえていないと思ひますが、都市においては格別増加しておると思ひます。

その資料提出並びに調査に基づきまして、追つて政府側の御意見を伺いたいと思ひます。

○新谷政府委員 横山委員からいろいろお尋ねあるいは資料の御要望がございました。ただいまお述べになりましたことは、まことにこれは法務局の現状の一番むずかしいところであり、最も重要な点を御指摘になったわけでございます。施設の不十分な点、あるいは機械化が不十分ではないか。事務が滞滞しておる。それに関連して外部の応援がかなりある。私も毎年こつといた点を、法務局の機

関に一回、木曜日でござりますが、全員超過といふことになっている。それがノーマルな状況で毎週続けられておる。つまり、一人だけが居残つてもどうにもならぬからというわけで、毎週木曜日なり水曜日は全職員が居残つて、六時から七時ごろまでやる。大体超過というものの性格上、こういうことはおかしい。超過の状況並びに超過勤務の予算とのつり合ひはどうなつておるか。

構、執務体制の改善ということの最重要点として頭に置いてやってきておられるわけであります。確かに御説のような点につきましては不備な点もあらうかと思ひます。今後の問題といたしましてはお十分に努力いたしたいと考えております。

なお、いろいろの資料の御要望がございました。司法書士関係の問題につきましては、実は御承知のように司法書士法によりまして法務省に監督権がございせんので、十分なところまで資料が得られるかどうかわかりませんが、できるだけ協力をお願いしまして、御要望に沿ひ得るような資料をつくつてみたいと思ひます。

その他の点につきましては資料を作成することは可能でございますので、できるだけ早目に用意いたしまして差し上げたいと思ひます。

〔司法書士は法務局が監督しておるじゃないか。と呼ぶ者あり〕

○横山委員 懲罰権はあるのでしよう。

○新谷政府委員 懲罰権だけでございまして、一般の行政監督権はございせん。

○横山委員 どこにあるのですか。

○新谷政府委員 これは司法書士会が自主的にやるというたてまえになっております。

○大久保委員長 次に、商法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。上村千一郎君。

○上村委員 商法の一部を改正する法律案につきまして、いろいろと同僚委員の方から有益な質問が取りかわされたわけでございます。この質疑を通じて、特にこの際政府側の御見解を明白にいたしておいていただくのが、本法案成立後のいろいろの疑問点を解決するに役立つかと思ひまして、特に従来の質疑を通じて問題になった三点につきまして、これが結論的な御見解を承りたい、こう思ふ次第であります。

い取り引き受けができるかどうかという点が論議の一つの中心になったわけであります。次に、株式の譲渡制限に関する第三百四十八条の、定款変更決議におきまして議決権の不統一行使が行なわれる場合、同条の総株主の過半数をどのように計算するか、この点を中心にしていろいろと質疑がかわされた。次に、商法二百八十条ノ二の二項の特別に有利な発行額額というものは、一体具体的にどの辺のものをいうであらうか。その他有益な御質疑がいろいろかわされておるわけでございしますが、この際この三点にしましめて、結論的な御意見を承りたい、こう思ひまして御質問をいたす次第であります。

まず第一点でございますが、この譲渡制限のある株式について、買い取り引き受けができるかどうか。従来の質疑の過程におきまして、政府側とされましては、これはできるんだという返答であります。それは取締役会におきまして、その買い取り引き受けを証券会社に引き受けさせるという過程におきましては、その過程におきまして買い取り引き受けをいたしました証券会社が新株を引き受けて、それを希望者に分売するという過程をも通常含むわけでございますので、取締役会でそれを承認をしていくということにおいて可能である。これは従来の商法理論から言ひましても可能であると思ひますが、その証券会社に買い取り引き受けをさせる際に、特に取締役会の決議において、その希望者に証券会社がそれを分売することを承認するといふような決議を特にいたしておくことが必要であるかどうか。あるいはそういうことをしなくても、当然取締役会において、証券会社がこれを分け売りすることについて、買い取り引き受けをさせる段階においても当然含んでおると解釈するのかどうか。今度は逆に、買い取り引き受けはさしたけれども、特定な分け売りをする場合に、一々取締役会のほうの承認を要するといふような特殊な、要するに条件付きの決議というものを取締役会でできるのかどうか、この点につきましてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○新谷政府委員 譲渡制限のある株式につきまして、買い取り引き受けが行なわれます場合の取締役会の承認の問題と承つたわけでございしますが、買い取り引き受けは、証券会社が新株を引き受けまして、これを希望者に分売するわけでございまして、希望者が新株の株主になることが当然の前提となつておるわけでありまして、したがひまして、株式の譲渡につきまして取締役会の承認を要するという定款の定めがあります株式会社におきまして、買い取り引き受けの方法によつて新株を発行する場合に、証券会社が希望者に株式を分売することを発行会社の取締役会において承認することとがもちろん必要でございます。この場合に、当然に取締役会の承認があつたものと見るべきか、あるいは個々に承認をすべきか、あるいは一括して承認できるか、さらにまた条件つきでそういう承認があつたものといふふうに見るべきかという点に、御質問の中心があるように伺つたわけであります。

取締役会の承認を要するということになっておりますので、取締役会の何らかの形における承認が必要であることは、申し上げるまでもございせん。このような承認をすることがもちろん可能であることは当然でございます。譲渡制限の定めのある株式会社におきましても、そういう承認を前提にいたしまして買い取り引き受けの方法によつて新株を発行することができ、このように解釈するわけでございます。ただ、買い取り引き受けが行なわれます場合に、当然に承認のあつたものと見ていいかどうかということにつきましては、若干の疑問がございします。取締役会の承認が必要であるという法律の要件になつておりますので、一応一括して承認するか、あるいは個別的に分売の段階で承認するか、これはそれぞれのケースによつてきまる問題でございまして、いづれにしても取締役会の承認が必要であるといふことは、法律上の要件であると理解せざるを得ないものと考えます。しかし、譲渡制限の定めがあります株式会社の取締役会におきまして右のよう

な承認をいたしますことは、普通の場合におきましては、一般的にはないまいか、このような株式会社にしましては、一般的にはないまいか、このようにいうことは、一般的にはないまいか、このように考えられるわけでございします。しかし、確かに譲渡制限の定めがございまして、買い取り引き受けは法律上ももちろん差しつかえないといふことでございします。

○上村委員 私も大体、いまお答えのような考え方を持っておるわけでございまして、私自身としましては納得のいくお答えかと存するわけでございします。

次に、株式の譲渡制限に関する第三百四十八条の、定款変更決議におきまして議決権の不統一行使が行なわれた場合、同条の総株主の過半数をどのようにして計算するか、これは各委員の方からいろいろの質問も出、どうもそこにはっきり割り切れないような、またお答えのようにならうとやむを得ない、あるいはそうかなという感じを持ちながらも、ちよつと割り切れない空気が各委員の方々にありかと思ひます。これは初めてのことでございますし、従来の商法のいろいろな各規定から出されておりますところのひとつの商法理念と申しましようか、理論の中におきましては、新しいものを提起しておる関係でございしますから、当委員会におきましていろいろと質疑がかわされておることは、もつともなことだと思ひます。でございしますが、この総株主という株主は、株主名簿に記載されておる株主の数である。これは一貫しておるようでございしますし、またさうあるべきものだと思ひ信じておるわけでございします。その場合の過半数という問題につきましては、従来局長がお答えにはなつておる数を見るという、要は、その不統一行使をする場合において、Aという株主——大体証券会社がなる場合が多いと思ひますが、それが賛成、反対両方の議決権を不統一行使したという場合に、賛成のほうにも一人、反対のほうにも一人という

ことになる。だから、数としましては、人数が株主の数よりもふえる関係になる。これが審議の過程において、いろいろと割り切れない感じを当委員会においても感じさせられておった点であらうと思うのであります。

それで、そのAという、不統一行使をする株主が一人であるということ、それが総株主の数の単位になっておるといことはわかるわけです。ところが、不統一行使をしたときの頭数におきましては、要するに過半数という数の際におきましては一つふえるわけですね。賛成、反対というように頭数がふえる。この際ふえた人数が、その株主が一人ふえたというふうには考えられない。何とならば、総株主の数というところで限定をされておるわけですから、不統一行使したために株主がそこで一人ふえるということは考えられない。ただ計数上において、そこに一人というものがふえたことになる。しかし、たとえば頭の中で考えますれば、一人というものが二人になっておる。要するに、賛成の議決権を行使した株主も、なるほどそれは株主であることには間違いない。それから反対の議決権行使をした人間も株主であることに間違いない。そういうことであると、一人の株主が二人の株主ということになるけれども、あくまでも商法上の総株主という株主の中には少なくとも入らない概念であることに間違いない。その概念構成をどうするかということで、当委員会におきまして、各委員の方から質問も出ていますし、またそこに、従来、商法でなかったようなひとつの概念構成ということが考えられるということになるのだから、十分論議をされてしかるべきものだと思いますし、ここで確かめておきませんという、将来にもいろいろと議論になってくる。ただ、実際問題としましては、両方に一名一名になつてきますから、その過半数ということ、並びに小株主の利益保護という、そういう法の趣旨、目的からいいますれば、この点はいはれた問題にはならぬかもしませんが、しかしながら、一つの理論構成という問題につきましては、大きな問題

題をひとつここに与えるということになると思うわけでありまして。それで、従来局長もいろいろとお答えになっておる経過を見ますと、その際の頭数というものは、賛成のほうへ議決権を行使した人間も一人、反対のほうに議決権を行使したのも一人ということ、頭数としては一人一人というふうに入人数の中に入れていくという一貫した御見解を述べておるわけでありまして、しかし、それは要するに総株主の株主数という意味じゃない、こういう御見解と了承するのであります。それで、そのものの考え方というものがつきまして、私も自身も理解し得る点もあるわけでありまして、しかしながら、総株主の中に入っていない過半数を算定するときには、いまの設例からいえば、一人ふえるという人数のものが入ってくるという結果になる。要するに、これをどういうふうにするかという結果の中にあつていくかということが当面必要であらうと思う。この混乱を避ける意味におきまして、要するに、その株主総会の様子というものをあらわさないといふようなことにおきまして、混乱を招く。要するに総株主の数の議決権を行使したところの頭数というものが食い違つてくるのですから、これは当然どこかで明白にしておかなければならぬ問題かと思つておられます。これをどこで明白にするかという問題に相なるかと思つておられますが、現行商法二百四十四条におきましては、総会の議事録の規定がございまして、その第一項には、「総会ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス」ということに規定しておりますし、二項としまして「議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル取締役之ニ署名スルコトヲ要ス」という規定がございまして。少なくともいまの不統一行使をした場合におきましては、もちろん総会の議事録にそのことは当然記載される性質のものであらうと思つておられます。いまのような、一つの混乱といへば混乱といひましようか、疑問といへば疑問と申しましようか、いろいろの問題点をばつきりさせる意味におきましては、二百四十四条の議事録に記

載するかという問題にあらわしてくるかと思つておられます。議事録に、総株主が何名、それで議決権を不統一行使した場合の頭数が何名いるか、人の人数が出てきて、もはやそこで食い違つてしまふということになる。そうすると、この記載をうまくやつておかなくともよき混乱を招くであらうと思つておられます。それで、どういうふうなお考えを持てているのか、いまの論議というものがつきましては、もう何回も当委員会でも論議をされ、局長もたびたびお答えになつておるが、この点につきまして最終的な統一の御見解を伺つておくということが今後のためになる、こう思ひますので、統一の結論的な結果をひとつお答えを賜つたと思つておられます。

成と反対を比較いたしました関係上、反対の側にこれを算入しないわけにもまいりません。したがって、反対株主の数にも算入しまして、両者を比較したわけでございます。その比較した結果、賛成株主の数のほうがそうでない株主よりも多いということになりますれば、この総株主の過半数の要件を満たす、このように考えるわけでございます。このことを議事録の上にとのようにならわすかという重ねての御質問でございますが、議事の経過の要領と結果を議事録にあらわすわけでございますので、総株主として何名、さらに議決権を行使した株主が何名、そのうち不統一行使をした株主が何名あるか、これはどうしてもあらわす必要がございます。賛成した者とそうでない者の比較上の問題でございますので、賛成した株主の数とさらに反対した株主の数もまたこれに書かなければなりません。それだけ書いておきますれば、総株主はもろろ株主名簿に記載された株主の数でございますけれども、現実に議決権を行使した者が何名かということが明白でございますれば、それが賛成の議決権行使をした者が幾らで、そうでない議決権の行使をした者が幾らということがおのずからわかるわけでございますので、議事録にその旨をまとめておけば混乱を生ずるというやうなことはない、このように考えております。要するに両方に算入すると申しますけれども、これはどちらが多いか少ないかというのを比較するための計算上の問題でございます。賛成者のほうが多いということであれば、これで三百四十四条の議決要件は充足される、このように解釈しておるわけでございます。

○上村委員 いまの点の御説明よりなかなか説明はつくまいと思つておられます。ただそこでいつも問題になりますのは計数上の点ということになるけれども、しかし要はとにかく計数上でも、一名の株主といふものはそこに存在しておるわけですから、要するに不統一行使をする株主といふものは、計数上とは別個に株主というものが一人をそこにおくことは

○新谷政府委員 株式の議決権に関します株主總會の定款変更のときの議決権の不統一行使が行なわれた場合に、新しい商法の三百四十八条の総株主の過半数といふものをどのようにして計算するか、さらに議決権の不統一行使をいたした者の頭数はどのように考えるべきかという御質問でございますが、第三百四十八条の定款変更の決議におきましては、総株主の過半数であつて、かつ発行済み株式総数の三分の二以上の賛成を得るといふことを必要といたしておるわけでありまして。この決議におきまして、総株主の過半数の賛成を要求いたしましたのは、少数の株式を有する株主の意向をも十分に反映いたしますために、議決権に賛成する株主の員数が、それ以外の株主の員数よりも多いということを要求したものでございまして。要するに賛成した者の数が、そうでないものよりも多いのだということがこのねらいでございます。言いかえしますと、総株主の過半数と申しますのは、議決権に賛成する株主の員数を合計したもののよりも多いということになるわけでございます。議決権の不統一行使を行ないました株主は、賛成すると同時に反対もしているわけでございますので、そのものの数は賛成株主の数にも当然算入されることが必要であります。賛

確かだ。それがどうなっていくかということが、要するに各委員の方々も御質問された場合の一つの問題点になっている。ただここで問題になるのは不統一行使をした場合に一人のからだ半々にいくようなことになってしまふ。それを一人前の一人として見るのはおかしいじゃないかという考え方が根本にあるわけだ。だからそれでは両方なしかというと、不統一行使をする株主が一人あることだけは、いまの設例においてはあつてから、これを無視するわけにはいかない。それから、これを株主が両方へ行使したのであるから、半々の立場にあるとしても、それは株主であるに間違いない。そういう場合をどう理論構成をするかというところに従来の質疑の中心があつたわけだ。だからいまのようなお話で大体わかるけれども、しかし、それをもっと掘り下げておかないといふと、いまここで委員の方からも出てくるように、ちょっとわかりかねるぞといふことが出てくるわけだ。と申しますのは、不統一行使をする株主というのは一人ある、それはなくなつたりせぬのですから。ただし行使をした場合におきましての計数上の問題として、それは頭数に入れるか入れないかという問題、入れるとすればどういふ概念に入るのかという問題になつてくる。要するに私は、不統一行使をした場合においても計数に入れるを得まい、またそれを一つの頭数に入れるを得まい、またそれが、完全な株主であるか否かは別としても、株主であることには間違いない。しかしながら従来の株主名簿にある株主とは員数においてはつきり違ふ。だからその問題が非常に微妙であるけれども、いまの御答弁において、結果的には法の趣旨に反するものではないか。だからそれを議事録に記載する際には、そこを解決しておきさすれば、私は今後の法解釈、あるいは理論構成において、なお疑問点を解決し得るものであるといふふうに考える。

それで二百四十四条の議事録でどういふような記載方法をするかということに相なると思ふのであります。ですから、この法律の施行過程におきましても、その点の混乱のないようにひとつよく御配慮を賜りたい、またそういうふうにするべきものではなからうか。そうしますれば、いま局長が言われておられることは大体なるほどと思われる点で、しかしながら、そこに何となくはつきりせぬ点があるのじゃないかという感じが流れる、それを現実に解決するには、現在の段階としては二百四十四条の議事録の記載の点において明白に指導をしますれば、また方針をきめていきますれば、私は解決し得るものだといふふうな感じをいたしまして、了承をするわけでありませう。

それから第三点でございます。これは、二百八十条ノ二の二項の特別に有利な発行価額といふものは、一具体的にどういふ点をいうのであらうか。この趣旨は大體了承できる。要するに新株の発行価額についてどういふ価額にするのだといふことは、これは非常にむずかしい問題である。何となれば、発行を有利にしていく、しやすくするといふことは、これは企業の資本力をどういふふうに集めていくかという問題におきまして、集めやすいほうがいいにきまつておる。しかし、集めやすいといふことと、あるいは企業自体の資本充実を阻害するといふ集め方では、集めやすくても、これはかえつてまずい。また既存株主に対しても、これは新株の発行がしやすいたうだけで適当な標準がないとなれば、かえつて株主に対して保護が十分でないという問題、その点、発行価額といふものをどこに置いて置くか、またどういふような規制をするかといふことは、これは重要な問題であると思ふのであります。だから二百八十条ノ二の二項に、特に有利な発行価額の場合におきまして特別決議が必要だといふこと、だからここでひとつ歯どめをしておくわけだ。それはよくわかるが、しかしながら、特に有利な発行価額といふものは、一具体的にどこに辺をさすものであらうかといふ、一つの大體の考え方、基準といふものも、審議の過程において明白にしていく必要がある。だからこそ、この委員会におきましてもいろいろ

と質疑がかわされてきておる。これはもつともだと思ふ。ですから、これもまたひとつ統一した、またいふば最終的な御見解といふものを承つておく必要がある、こう思ふわけでございます。その点ひとつお答えを賜りたい。

○新谷政府委員 改正法の商法第二百八十条ノ二の第二項に掲げてございます「特に有利な発行価額」といふ点でございますが、この特に有利な発行価額と申しますのは、一口に申し上げますと、通常新株を発行いたしますものとすれば、その新株の発行価額となるべき価額に比べて特に低い価額といふことになるわけでございます。きわめて抽象的なお答えになるわけでございますけれども、一般の場合に発行する場合の発行価額と考えられるものよりも特別に安い発行価額といふことでございませう。通常新株の発行価額は、払い込み期日の相当以前に定められることを要するのでございませうが、払い込み期日におきましては、発行価額が時価を上回るような結果になりましたら、新株について株金の払い込みを期待することはできないこととなるわけでありませう。したがってまして新株発行にあたりましては、発行すべき新株のすべてが引き受けられてこれが成功するようにその発行価額を定めなければならぬが、他方におきまして、株主の不利益になつてはなりません。株主の不利益にならないように、発行価額をきめるにつきましては、株式の相場はかに新株発行会社の財産状況とか、あるいは発行する株式の数、その株価の収益性、市場の見通し等を考慮いたしまして、取引上これが相当だと認められる価額をもつて定められるべきであります。また現にそのように定められておるものと考えられるわけでありませう。もしもこの価額よりも特に低い価額を定めましては、これは特に有利な発行価額といふことになるわけでありませう。したがって、株式の相場よりどの程度低ければ特に有利な発行価額となるかといふことは、個々の新株ごとに、

以上のお諸条件を勘案して決定しなければならぬわけでございます。従来の実際の例を調べてみますと、決定日前日の株式の相場よりも一割ないし一割五分ぐらい低いものを発行価額としている例が多いのであります。これは将来の見込み等もございまして、決定日前日の株価そのまゝでは新株発行が成功しないといふことも考えられますので、一割ないし一割五分程度の幅は持たしておきたいことになるわけでございます。したがって、一般論をいたしましては、この程度でありますれば特に有利な発行価額とはいへないものと解釈すべきものと考えられるわけでありませう。したがって、この一割あるいは一割五分という通常の発行価額の額をさらに特別に下回るといふような場合になりますと、特別に低い価額を、特に有利な発行価額といふふうに理解すべきものと考えるわけでありませう。具体的に何割安かつたから特に有利なものかといふことを、一般論として決定的に申し上げることはできませんが、ただいま申し上げましたように、実際の新株発行の例を考へて、それを成功させるためにこの程度の低い価額を定めることが必要だといふことも頭に置きまして、これを基準にして特に有利であるかどうかといふことを考えるべきものと考えております。

○上村委員 もう一つだけお尋ねしまして、私の質問を終わりたいと思ひますが、いまの御説明の中に時価という問題がございます。ほかの点につきましては、比較的客観的な条件もあるわけでありませうが、この時価といふものは、非常に明白なやうであつて明白でない。と申しますのは、上場株式などは、時価といふものはほぼ明白です。ところが非上場株、あるいは特殊な同族的な色彩のものといふようなものは、時価といふのはどういふふうなことで算定するのか。これも先ほど言つたやうに、財産状態とかいろいろなものをつつと計算的にやつて、時価といふのか、そのときのある一定の取引価格を時価としているのか。この点はどういふふうにお考えですか。通常の上場株や何かにおいて、時価といふことは、上場取引の価

格が発表されておりますから、これは基本的にはよくわかる。ただそれを平均的に、前後どのくらいの期間の平均価格をもって時価とするか、これは比較的資料がはつきり出ていますから、そうむずかしい問題じゃないが、そうでない非上場の株というものについての時価というものは、どういふふうにお考えになっておるか。またどういふふうにより具体的にきめ得るのかという点について、最後にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○新谷政府委員 上場株につきましては、一般の時価ということが明らかにするわけでございますが、そうでない株式につきましては、確かにその株式の時価というものをどのように定めるかといふことは、非常にむずかしい問題でございます。これも常時取引されておるものもございまいし、そうでないものもあろうと思ひます。この株の価格を定めますのは、その会社の資産状況、あるいは収益の状況、そういうものの過去何年かの実情あるいは発行しておる株式の数、その取引の度合い、そういうものを勘案しましてきめらるべきものでございまして、なかなかむずかしい問題でございます。上場株とは違って、個別のこれは幾らかというのを定めるわけでございます。むずかしい問題ではございまして、けれども、ただいま申し上げましたような諸条件を勘案いたしまして、この時価というものを定める、このように考えております。

○上村委員 私の問題はこれで終わりたいと思ひます。

○鑑治委員 関連して、この際片づけておいたほうがいいと思ひますので、質問します。

いまの点からいいますと、それはなるほど上場しておる株は、株の値段はできませんから、普通、株はこれをもって価格と認めますというところで、おそろく重役や何か説明してやることだろうと思ひますが、そこで、そういうことでかりに通つたとしても、ところがあとで計算してみると、重役から出た株の価格は不当であつた、そうすると、決議の土台が間違つておるのだ、こういうこと

とでその決議の無効を訴へ出すことができるわけですね。

○新谷政府委員 もしもそういうふうな、取締役がある一定の金額をもって時価と定めて、それに基いて発行価額を定めたという場合におきまして、これが不当であるということになりますれば、商法二百八十条ノ十の規定によりまして、株主のほうから発行差しを求めの請求ができます。そのために、そういうことをわかりやすくするために、現行法には規定はございせんけれども、今回の改正に際しまして、特に二百八十条ノ三ノ二という規定を置きまして、払い込み期日の二週間前に新株の額面、無額面の別、あるいは種類、数、発行価額、そういうものを公告し、さらに株主にこれを通知しなければならぬということにいたしております。もしこの通知を欠くようなことがございまして、これは手続が違法になりますので、そこで決議の無効、あるいは取り消しという問題が起きてくるかも知れませんが、この手続が踏まれますならば、いまの差しを請求によつて株主は保護される、こういうことになると思ひます。

○鑑治委員 それは理論上そうならざるを得ないと思ひますが、その点をわれわれは憂へるのです。何かそういう内容にでもしておかぬと種々争ひごとが起きます。これは特にお考えを願ひました。われわれも考えます。

その次に、先ほどから議論になつた不統一行使ですが、この三百四十八条の「定款ヲ変更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ拘ラズ総株主ノ過半数ニシテ」とある前段の「総株主ノ過半数」は、先ほどの御説明でわかります。一人出ていっておるから、その次なんです。「発行済株式ノ総数ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス」、この三分の二以上に当たるか当たらぬかというときに、不統一行使をしたら、賛成にも投票をし、不賛成にも投票した、こういうふうな記録に載せる、こうおっしゃいましたね。

そうなりますと、理論上どうも肯定できないのだ。一人の人間を二つに割つたということになります。しかもここには、代理人は一人でなければいけない、こうなつておるのですから。よろしゅうございまして、出席株主は一人でそれを行使したときに、それが二つに割れた、そういうふうな記録に残す。そうならば、一人の人間を二つに割つたといふことになるのだが、それは理論上許されまつか。いかがですか。私はそういうことは理論上許されぬと思ひます。この点まず承りたい。

○新谷政府委員 「総株主ノ過半数」という問題と、「発行済株式ノ総数ノ三分ノ二以上ニ当ル多数」という二つの要件がございまして、先ほど申し上げましたのは、前段の「総株主ノ過半数」の問題でございまして、これは同一の株主、一人の株主を二つに割つた、こういうふうな考へるのじゃございせん。もちろん、株主名簿に書いてある株主総数が基礎になるわけでございますけれども、賛成した頭数がそうでない者より多ければそれでよろしいわけでございます。そういう趣旨を「総株主ノ過半数」といふことばであらわしておるわけでございます。それから、そのあとのほうの「発行済株式ノ総数ノ三分ノ二以上」と申しますのは、これは議決権の数でございます。前のほうは株主の数でございますが、三分の二以上と申しますのは議決権の数でございます。したがって、これは議決権の数が発行済株式総数の三分の二以上に当たればそれでよろしい、これだけの意味でございまして、ただいま仰せのように頭数を二つに割るということはここでは出てまいらないわけでございます。

○大久保委員長 鑑治委員に申し上げますが、関連質問ですから簡単に願ひます。

○鑑治委員 これはもつと考へてみると、一人の者が不統一行使をしたら二人でやつたものとみなす、こういうような規定でもあれば議論がないと思ひますが、そうでないと、そういう議論が出てくると思ひます。さもないと、不統一行使の両方をやろうとするときには二人の代理人を出

す、こういうふうなすれば文句はないと思ひますが、この点はあなたのほうでどうお考えになりますか。お返事いただきたい。

○新谷政府委員 不統一行使の際に、二人の代理人を出さなければならぬといふふうなことは考へていないわけでございます。これは会社の代表者が株主総会に出まして、一会社と申しますのは、ただいまの投資信託の場合なんかは受託会社の代表者でございます。これが一人出て議決権を行使すればよろしいわけでありまして、して代理人を二人にする必要性はないと考へます。

不統一行使を認めます以上は、一人の者が賛成と反対の票を分けて行使すればよろしいわけでございます。してこれを二人の代理人にやらせる必要はないと思ひます。

また、同一人が二人分の働きをするといふふうに見るべきじゃないかという御意見のようでございますけれども、これは賛成者がそうでない者より多いか少ないかといふことを比較する計算上の問題でございます。したがって、賛成者のほうが多ければこれは過半数に当然なるわけでございます。それから、それから反対の側には全然算入しないで計算上は無視するといふことはできません。双方を入れて計算比較をする、これだけの問題であります。比較計算上の問題でございます。したがって、株主の頭数には関係ない、こういうふうな御理解いただければよろしいのではないかと思ひます。

○鑑治委員 きよりはこの程度にしておきましよう。

○大久保委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員 商法の改正につきまして若干の質問をいたしたいと思ひますが、法務委員会は法学博士とか弁護士さんとか法律の専門家はかりがそろつておられるところで、しろうとの私の質問ですから、きわめて幼稚なあるいは愚問を發するかも知れませんが、その点あらかじめお断りいたしておきます。

そこで、まず第一点としてお伺ひいたしたいの

ですが、株式というのはその本質は何ですか。株式引き受けという行為は法律的にどんな行為なんですか。

○新谷政府委員 株式と申しますのは、株式会社の構成員である株主と株主たるべき地位を表徴するものであります。それを株式といっております。

○田中(武)委員 それを取得するのが引き受けだ
ね。

○新谷政府委員　株式を発行いたします際に、自分はその株主になりたいという場合に、その株式の引き受けというのをいたすわけであります。これは会社とその引き受け人との関係でございますが、引き受けがございまして、株式の所定の株金を払い込んでそこで初めて株主になる、こういうことになるわけでございます。

○田中(武委員) そりすると、あなたは株式社員権説をとられるわけですね。株式には、社員権説と社員権否定説とか、持ち分説とか、あるいは債権説とがありますね。あなたはそのうちの社員権説をとられるわけですね。間違ひありませんか。

○新谷政府委員 株主の地位につきまして、確かにお説のように社員権説であるとかいろいろの説がございまして、学説上の問題といたしましては非常に論議の多いところでございます。特に株主というものの地位を社員権として見なければならぬかどうかということをわれわれ考えておるわけではございません。

〔委員長退席、大竹委員長代理着席〕
ただ單純に申し上げまして、株式会社の構成員である株主の地位が株式というものによつてあらわされておる、こういうふうに理解しておるわけですね。

○田中(武)委員 私がなぜ最初にそういうことを申し上げるかといへば、その基本的な態度をきめなければあとが出てこないと思うのです。たとえば、あなたは株式はその会社の社員たる身分を取得する、こういうことですが、それじゃ会社更生法においては、株主は一般債権者と同じ地位に置かれておるでしょう。これなんかどう説明します

か。もっと具体的に言いましょか。会社更生法では、株主と債権者がともに関係人として更生債権者になるでしょう。また今度のこの改正に関連

する会社更生法の改正は、なおこれを裏づけているでしょう。それから転換社債の転換だとか、あるいはまたこの譲渡とか交付とかいう問題、あとで逐次触れますが、これを社員権説というか、社員としての身分を取得する行為だということに解するなら、それでもけっこうですが、あとであなたの答弁に食い違ひが出てくることをあらかじめ予告しておきます。会社更生法ではどうなんです。

○新谷政府委員 田中委員は会社更生法の非常にお詳しい方でございますが、会社更生法のほうでは、これは従来の破産とかいうふうなものとは違っています、私から申し上げるまでもないことでございますけれども、会社の企業を更生させるというところにねらいがあるわけでございます。そのために債権者の利害を調整しなければなりません。同時に会社そのものが更生していく方法を考

権者、あるいは更生担保権者、あるいは株主、それぞれの立場におきまして、会社の更生をはかるにはどうしたらいいかということを、それぞれの組をつくってきめていくわけでございます。株主は株主の立場において会社をどうしたらいいかということを考えなければなりません。そういう意

味におきまして、債権者と同列にこれを考えるわけにはいかないだろうと思います。株主はあくまで株主としてこの更生手続に参加するわけでございます。

○田中(武)委員　会社更生法では更生債権者とし

て債権者と同じ地位において参加することは、今度の改正でもそういつておるでしょう。ここで学説の争いはいたしません。しかし社債の発行も、新株の発行も、ともに会社資金の調達という点で一緒です。だからこそ今度転換社債の転換についても特別の規定が入るのでしよう。

そこで私ははっきりと私の態度を申し上げてお

きます。私は債権説をとって、その上に立つて自後の質問を續けていきます。そうでなかったらあのほうで、社員権説をとるなら食い違いが出てきますから。

次に、株式の本質として投下資本の回収、これは株式から出てくる当然の権利なんです。したがって、譲渡禁止の場合等には特別の規定を設けていますね。

そこで、企業局長にお伺いいたしますが、特殊法人に対する民間の出資——特殊法人はもちろん商法は真正面には適用ありませんが、特別法人の設置の關係の法律によつて、たとえば役員の承認だとかあるいは商法の制限以外に優先株を発行できるとかいうようなことはあります。しかしその他は全部商法をかぶつておると思います。そこで

で、特例法人に民間が出資した場合に、この株は自由に譲渡できますか、いかがですか。ことに具体的な例で言ったら、帝石が一時あぶなくなったというか、問題があったときに、SK、石油資源開発株式会社に出資しているやつを引き揚げたい、

こういう希望を持ったことがありますね。それが
 できなかったでしよ。特殊法人に対する民間出
 資については、投入資本の回収についてのよう
 に考えておられますか。
 ○島田(書) 政府委員 自由にできると思います。
 ○田中(武) 委員 自由に売買できるのですね。議

湧でできるのですね。はっきりしてください。
 ○島田(書) 政府委員 どうも専門でないものですから、恐縮でございますが……
 ○田中(武) 委員 これは専門はどこか。企業局だらう。

○島田(喜)政府委員 自由にできると思っており
ます。

○田中(武)委員 これは専門はどこなんです
か。――それでは具体的に通産省所管の法律でい
きましようか。特殊法人SRに対する帝石の出資
を引き揚げたいといったときに、どういう措置を
とりましたか。

○島田(喜)政府委員 制限の規定はございませ
ん。

○田中(武)委員 制限の規定がないのに、実際さ
せなかったのでしょうか。それでは、特殊法人につ
いての民間出資の、いわゆる株券が出ているわけ
なんです。これは譲渡自由でございませうという
通達を出しますか。発表しますか。法律的には制
限ありません。しかし実際に民間が引き揚げたい

といったときに許したことはないでしょう。そういうこともあまりないようですが、あのときは、出資したところが倒れそうになったのです。法務大臣、法務大臣という資格か国務大臣という資格か知りませんが、ひとつ明確な政治的答弁を願います。引き揚げ自由なら引き揚げ自由と声明しない。

○島田(喜)政府委員　法律的には制限はございませんけれども、その設立の趣旨から、やたらに引き揚げることは困るのです。そういう問題から実際には引き揚げておらぬ、こういうことであります。

○田中(武委員) 法律に規定がないのに、だれが困るのですか。法律以上のものがあるのですか。憲法でもきめていますのですか。――時間がありませんから、お預けしておきましょう。あらためてやります。

それから、先ほどの民事局長の答弁ですが、これは会社設立行為のときの引き受けと、そうでな

いときの、いわゆる譲渡せられたものの引き受け、新株の発行とはちよつと違ふと思ふ、社員説をとつた場合に。それだけ申し上げて次にまいります。

うのですが、この改正は昭和二十五年の改正の逆なんです。ともかく株券は自由に流通するというアメリカ的な考え方、そして場合によれば制限し得るという日本的な考え方、この考え方がミックスせられたのが今回の法改正だと思ふ。そこで、たぶん会社荒らしが乗っ取りと答えられると思うのですが、株式譲渡制限という規定をあらためて

ここで入れられた理由、並びにその緊急性についてお伺いいたします。乗っ取りとか荒らしとかいうことだけじゃ通らぬ。

○新谷政府委員 昭和二十五年までは、株式の譲渡につきまして、制限あるいは禁止することができると定めておられるようになっておったわけでございます。その当時株式会社の総数の八〇％以上が、この譲渡制限の規定を設けておったように承知いたしておるわけでありまして、その後二十五年の改正によりまして、株式の譲渡というのは完全に自由にすべきであるということから、現行法のような形になったわけでございます。ところが、小さな会社等におきましては、株式を自由に譲渡できるようにしたのでは、会社の経営上安定性を害するといふふうなこともございまして、何とかこれを、譲渡をある程度制限できるようにしていただきたい、こういう要望が出たわけでございます。そこで今回の改正になったわけでございますが、これは譲渡制限と申ししましても、完全に譲渡を禁止する趣旨ではございません。要するに、取締役会におきましてその相手方を指定し得るというだけのことでございまして、投下資本を回収できないようにすることは、これは株主の利益のためにはなりませんので、必ず投下資本の回収はできるようにいたしております。しかし、その相手方いかんによりましては、その会社の利害にも非常に影響いたしますので、その点を取締役会において承認にかけるということにいたしましたわけでございます。完全な意味での譲渡の制限とか禁止という趣旨ではないわけでございます。

○田中(武)委員 今度の改正で、株式譲渡の場合には交付をもつて足る、あるいは株主名簿閉鎖期間でも転換社債の転換を許す、こういう開放体制のほうに片や向いておるわけですね。一方は制限ができるという、相矛盾した二つの思想がここに入っておるのです。これは認めますね。片やアメリカ的であり、片や日本のとでも申しますか、相矛盾した二つの考え方が入ってきておる。しかも、おっしゃる通りに、そういう制限をしなくちゃなら

ない。これはおそらく中小企業じゃないかと思うのです。そこで、巨大産業というか、巨大会社と同族会社あるいは中小企業、これは本質的に閉鎖的な性質を持っておりますが、そういうのとは、これはおのずから区別する必要があるのじゃないかと思うのです。同じ商法というもので一本立てていくというところに、相矛盾した思想が同居せねばならぬと思うのです。これは相矛盾した思想であることを認めた上で同居させたところの改正案であるのかどうか。さらに私は、一面アメリカ的な開放的な改正、これを外国資本、ことにアメリカ人の投資に対して有利な方向の改正だ、このように考えますが、肯定しますか。

○新谷政府委員 株式の譲渡制限は、小さな同族的な会社に主として行なわれるであろうと私も考えております。そうかといって、大きな会社については、これを制限すべきでないという御意見も確かにわかるのでございましてけれども、大会社といえどもやはり同族的なものもございまして、これはその会社のそれぞれの立場において、定款でそのところを定めればよろしいわけでございます。必要があれば定款で定める、こういうことになるわけでございます。

それから、転換社債の今回の改正等は、株主名簿閉鎖期間に転換請求ができるということとは、要するに外国資本を有利に扱うということじゃないか、その点がいまの譲渡制限の規定と相矛盾するものじゃないかという御質問でございます。私も必ずしもそのように考えていないわけでありまして、譲渡制限は、要するにそういう同族的な閉鎖的な会社のために、こういうことが必要であるというところをねらっておるわけでございます。両者が矛盾するというふうには考えていないわけでございます。

○田中(武)委員 民事局長は、同族的な、あるいは中小企業がおそらく多いであらう、したがって矛盾をしない、こういう答弁ですが、思想的には矛盾しています。そこで、山本さんにお伺いしますが、この株式

の譲渡制限と中小企業政策の関係を伺います。たとえば、中小企業投資育成会社のねらいは何ですか。これは言うまでもなく、御存じのとおり、資金の、いわゆる出資者がないといいますが、増資が困難なものであって、それを中小企業投資育成会社、すなわち特殊法人であるこの会社が優先株を取得することによって出資する、あるいは転換社債を受けることによって融資をする、そういうものですが、その中小企業が第二市場でも何でもいいのですが、上場になるようなところまで指導するというのが中小企業投資育成会社の精神じゃありませんか。それと今回のこの改正は、中小企業の根本的な――あとで近頃法あるいは機械工業振興臨時措置法等の各項目にわたってお伺いしますが、まず第一に、中小企業投資育成会社の考え方、言うならば中小企業を開放体制に持っていくこととする、これとはまっ正面相反する思想になつておられますが、この点について、中小企業庁長官はどう考えますか。

○山本(重)政府委員 結論を申し上げますと、今回の商法改正によりまして株式の譲渡制限が可能になりますと、投資育成会社の運用の方針につきましては、検討を要する点が出てまいります。これは先生御指摘のとおりでございまして、これは早急に検討して、実情に合うようにしなければならぬと思います。

投資育成会社の設立の基本的な考え方、目的は、お話しのように、従来どつちかといえは同族会社的な閉鎖的なものを、なるべく開放的、公開的なものにして、その資本の調達を容易にしていこう、この橋渡しをしようということにあるわけでありまして。その最も端的なあらわれが、いま各投資育成会社が持つております事業規程の運用基準の中に、はつきり出しておるものでありまして、相手方が将来その株式を証券市場に公開する意向を有していることというのを、実は条件にいたしておるのがあります。今後この譲渡制限の定款が可能になりました場合に、そういう定款を持つている会社はたして上場できるかどうかにつきましては、

大蔵省のほうでもいま検討中のようでありますが、上場できなくなる可能性がかなり大きいように聞いております。

そこで、譲渡制限の中にもまたいろいろあると思うのでありまして、ほとんど同族会社的なあり方をそのまま持続せんがために、いわば全面的な譲渡制限をかぶせるような場合と、それから、本来は開放的なほうに持っていくのですけれども、過渡的に譲渡制限するとか、あるいは最小限度乗っ取りを防止するための制限を付すとか、こういうようなものがあると思うのです。そういうものにつきまして、では投資育成会社はどういう態度をとるべきかといふと、同族的な形態のままでまだ当分このところには、投資育成会社はなかなか手が及びきれないわけでありまして。しかし、最小限度の制限を付することによってある程度公開的な方向に進んでいくというものにつきまして、現在の運用基準ではそれが対象になり得ないわけでありまして、これは十分に検討いたしまして、でき得ればその辺まで投資育成会社が活動できるようにすべきではないかというふうに考えておるのでございまして。この点はなお大蔵省の上場基準との関係もございまして、政府内部で検討いたしまして、実情に合うように処理いたしたいと考えております。

○田中(武)委員 そうしますと、この商法の改正によつて、中小企業政策の一角を奪えるということになりますね。それは認めますね。――では、そういうことについて、この法改正作業において、通産省から法務省へ中小企業投資育成会社というのはこういうことだというふうな意見を言つたことがありますが。また、そういうことについて法務省は考慮したことがありませんか。

○山本(重)政府委員 中小企業政策の基本的な方向をいたしましては、できるだけ同族会社的なものが開放的な体制に移っていくことを今後指導し、奨励してまいりたい、その一線は全然変わらぬのでございまして。しかし一方におきまして、相当多数の同族会社的なものが現存することとまた事

実でございますし、また最小限度、乗っ取り防止的なバッファをつくるという事は、必ずしも開放的な方向に進むことと相矛盾しない運用の方法でもあらうかと思ひでございます。その点につきましては、特にこの中小企業政策を現状維持的なものでいいのだ、こういうふうに変更するものとは考えていないのでございます。

○田中(武)委員 いや、そう言っているが、実際はそんなんだよ。あなたじゃないですが、前任者が、中小企業投資育成会社法を審議したときに、どういふ答弁をしたか、どういふ趣旨を述べておるか、もう一度議事録を読んでください。そうしてあらためてこの問題をやりましょう。

そういうことで商法が改正になる、なるほど商法は基本六法の一つです。だから改正になれば、それに合わせるようにしなくちゃならないけれども、しかし何も急いでこの改正をしななければならぬ必要はない。ことにその適用があれば、それを運用するのは、同族会社なり中小企業だということであれば、そういう見通しは、民事局長持っているわけですね。それとも東芝がそんなことができませんか。それならやはり中小企業政策の一角をくずされた、こういうことになりません。さらに中小企業近代化促進法の八条、機械工業振興臨時措置法の十二条の二、この両商工委員会でやったところですね。これは合併について課税の特例な規定がありますね。このこと自体は、中小企業を合併させ、共同させ、このことを奨励している規定でしょう。またそういう法律案でしょう。また中小企業の基本からいっても、中小企業をできるだけ経済力の強いものにするためには共同化させ、さう言っているときに、このような法律が出ることは、その共同化、すなわち具体的な会社の合併ということについて大きな支障になるんです。ならないというのなら、何いたいのですか、なることは明らかでしょう。そういう一連の中小企業政策と商法の改正について考えたことがありませんか。民事局長、法務省は法務省の管轄の法律だけを考へておつたらいいという考へ方な

んですか。法務省がそうであれば、やむを得ないというところで中小企業政策を根本的に検討し直すのですか。中小企業法ないし通産省はいかがですか。

○山本(重)政府委員 今回の改正によります譲渡制限は、こういうことが可能であるということでございますので、その運用が非常に大事になってまいらうと思ひます。中小企業法にいたしましては、従来の路線をそのままに押し進めていく考へてございまして、これは悪い意味で消極的な方向に悪用されないように、できるだけ前向きで開放的な資本調達の方法に行くように指導してまいりたいと思ひます。その点は、確かに運用が非常に大事な点でございますので、十分に注意してまいりたいと思ひます。

○新谷政府委員 今回の商法二百四十四条の改正は、原則としては譲渡を自由にいたしておりましたが、その会社の必要に応じて定款の規定によつて、そういう制限を設けるということでございます。もちろん中小企業政策としていろいろ問題もございまして、それに對して特に商法の面から干渉するといふ意図は毛頭ないわけでございます。個々の会社について必要がある場合に、こういうことができるといふことにとどまるわけでございます。特段に中小企業政策に對して私どものほうから干渉しようとか、従来の方針を改めるといふことは、そういうことを考へているわけではございません。

○田中(武)委員 干渉しようとしているとは言っていないんですよ。こういう改正を立案する過程において、中小企業関係法がどうなっているのか、あるいは中小企業政策の実態が何だかということ考へてみたことがありませんかと言つたんです。

○新谷政府委員 この法律案を改正するにつきましては、法制審議会でも審議を経ましてこの結論が出たわけでございます。法制審議会におきまして、もちろん関係省庁の方も御参画いたしまして、その場で審議されたのでございます。そういうこと

も頭に置いてこの条文の審議がなされたものと私は了解しているわけでございます。

○田中(武)委員 山本長官、それでいいのですね。○山本(重)政府委員 この条文につきましては、通産省として企業局のほうでまとめて当方の意見を出して取り扱つてもらつてゐるわけでありまして、この内容自体につきましては、いま申し上げましたように、運用の問題はございすけれども、これは一つの手段でございすので、従来の中小企業政策を遂行するのにこれが支障になるとは考へない次第であります。

それから、先ほど申し上げました投資育成会社の問題でございますが、これはたまたま従来の選定基準が若干きびし過ぎる点がございまして、前回も田中先生から御指摘をいただいてゐる点もございすので、今回それにあわせて実情に合うように検討したい、そういういたしますれば、特にそれによつて支障を生ずるようなことはないというふうに考へます。

○田中(武)委員 中小企業政策と商法改正の問題は、あらためて商工委員会の場でやりましょう。そこで、証券局の加治木さんに伺ひますが、上場会社が譲渡禁止をした場合は、証券取引はどういたしますか。あるいはそのことがないとは言えない。したがって、上場規程といふんですか、それをあらかじめ改正しておく必要があるかと思ひますが、そういうことについて証券局はどう考へておりますか。

○加治木説明員 この問題については、まだ結論を出していませんけれども、取引所方面の意見は、大体譲渡制限のあるものについては、公開の場での取引の安全というものを必ずしも確保したいという見地から、上場基準を再検討いたしまして、譲渡制限のあるものについては上場させない、また一たん上場されたもので譲渡制限を付するやうなことがなつた場合には、これは上場を廃止するといふことが適当ではないかというふうに考へておりますので、これから一度検討いた

しますが、いまの段階ではそういう方向で考へております。われわれのほうもそうでございます。

○田中(武)委員 現在上場しないので流通している会社が、譲渡禁止をきめた場合は混乱が起ると思ふんです。あらかじめ検討しておく必要がある。そこで、上場規程とか基準を改正する、こう理解してよろしいですね。

○加治木説明員 上場基準を取引所のほうで定めることになっておりますが、取引所のほうでそういう意見を持つておりますので、この法律が実施になるまでの間に結論を出しまして、適当な措置をとりたい、かように考へております。

○田中(武)委員 それでは、そういうことで混乱が起らないような措置は十分とる、こういうことで理解します。いいですね。次に、新株の場合の相場のことを、先ほど鍛冶さんが聞いておりましたが、この閉鎖会社の株券の相場というのはどうするのです。どうしてきめるのですか。

○新谷政府委員 閉鎖会社の株式の株価の問題でございますが、これは先ほど申し上げましたように、いろいろの要素を考へてきめられるべきものであらうと考へております。会社の資産状況が非常に悪い。あるいは営業成績が上向きになつておるとか下向きになつておるといふふいふことも、もちろん考慮しなければなりません。また発行しておる株式がどの程度のものであるか。また、むしろ閉鎖会社でございますから、その極端な流通はいたしませんけれども、一般に取引されておる場合に、それがどの程度の価格で取引されておるかといふふいふ事情、そういういろいろな要素を勘案いたしまして、株価といふものはきめられるべきものであらう、このように考へておるわけでございます。

○田中(武)委員 だが、そこでいわゆる譲渡禁止に反対の株主は、それを買い取つてくれ、そういうことで投下資本の回収については別に規定をつくりましたね。がたがた書いてあるけれども、計算すると四十四日経て初めて裁判所に行くわけ

場合どうするのだ、話し合いができればいいじゃないかというのが政府側の答弁でございます。まあ私は聞きながら、自分のほうが出してあるのに言うのはおかしいようですが、こういう問題で、どうにもこうにも金が要するというような状態になつてきたら、私は当時者間において売買価格の話し合いができないことはないだろう、こういうふう

に思うのです。あなたは、できないからどうするのだ、それを考えておかないのは不親切じゃないかと言われますが、そういう道があつて、それがどうしてもきかないという場合には裁判所が、四十四日またかかるかしらぬが、裁判所で決定するほかはないのだということをきめておるわけでございます。できれば、そういうふうな状態になつておるのはみなお困りに違ひないのだから、早く話し合いをつけてもらふというのが主眼なんでありますから、話し合いをつけるべきものであつて、その間につかなくつたらどうするのだというふうなことを言つておると、もうきりがなく問題じゃないでしようか。なかなかこれは、ごもっともだと思ひますけれども、私はまあこういうふうなところじゃないか、こう思うのです。出ず者として弁解がましくなりますけれども、私はそういうふう

に思ひます。
○田中(武)委員 話し合いがつくものならば、がたがた数項目にわたつての規定は要らぬのですよ。話し合いがつかないであらうという前提に立つてやつておるのでせう。ならば、こんな場合はどうするかという緊急措置は考へるべきですよ。立法上おかしい。不親切です。いま大臣の答弁は、つくだろうと言ふ。つくだろうということであるならば、なぜ資金回収についてのごたごたした、そろばんでも持つてこなければいけないようなものを書いてあるのか、そんなものは削除しない。つかないであらうということがわかる、あらかじめ予見できるからこせしよ。そして緊急な措置が——それは十人に一人か百人に一人か知らぬ、しかし法は、政治は、そういう人を救うべ

きじゃないですか。この法案は不親切きわまる。出し直しを要求します。

○新谷政府委員 話し合いがつかないであらうというのを前提としてというお話でございますけれども、そうではございませんで、多くの場合はむしろ話し合いがつくだろうとわれわれは思つておるわけでございます。万が一話し合いがつかない場合の最後の保障として、そういう裁判によつてきめるという手続がどうしても必要でございまして、この規定を置いたわけでございまして、それにつきましても通知をしたり申し込みをしたりするのにかかりの猶予期間も置かなければなりません。最小限度ぎりぎりのところこれだけはやはりやしませんと、それぞれの立場の人の都合もございまして、うまくまいらないということもありまますから、こういうふうな、それぞれの場合に

おきまして一定の期間を定めたわけでありまます。これは話がつかない場合の最後の保障という趣旨でございまして、多くの場合はこういう手続を踏まなくても話し合いはつき得るというふうな考へての措置でございまして。
○田中(武)委員 立法にあつては、理論的に可能な場合をすべて考へてやるのじゃないですか。なるほど十のうちの九までは話がつくだろう。しかしあとの一人の救済のために二項から九項までですか、八つにわたつての保護規定というのか、投下資本回収に関する規定があるわけですか。そこまですぐのならば、もう一つそのあとで、そういう緊急事態については、たとへば会社は額面の何割とか何割まではあらかじめ前渡ししろとか、何かそういう必要はないと思ひますか。あなたの答弁は、大体話がつくだろうと言ひけれども、話し合いですべてがいくのなら法律は要らぬのだ、そうでしょう。商法とか民法とか、ことに民法の契約などというのはいくらもありませんか。話し合いがつかない場合、このことについて理論的に可能な場合を並べておるのじゃないですか。法務省の民事局長、そんな頭でもって商法の改正を出したので

すか。話し合いがつくであらうということであるならば、こんな二項から九項まで削りなさい。二項から九項までを置くのならば、なぜそこまでの配慮をしなかつたのか、それを検討して出し直し、いずれかにしてください。

○新谷政府委員 先ほどから申し上げておりますように、多くの場合には話し合いがつくであらう、これは最後の保障という趣旨でございまして。いま田中委員が仰せになりましたが、代金を、仮払いのような形にしても先に払え、そういう措置はとれないかということでございますが、そういうことも不可能ではございませんけれども、逆に株券の提供が、今度は反対の義務として生ずるわけでありまます。代金だけ払つてもらつて株券を提供しなかつたらどうなるかというふうな問題も、法律問題としては考へなければなりません。そこでこの手続は、代金の供託と株券の供託をいたしまして、双方の売買が円滑に履行されるような措置を講じたわけでありまして、そのためにはどうしてもこれだけの立法が必要になつてくるわけでございまして。一方だけ認めて一方の確保をしないということも、これは片手落ちになると思ひます。双方の義務が完全に履行されるようにしますためには、こういうたこまかい規定ではございすけれども、どうしてもこのような措置をとらざるを得なかつた、こういうことでございまして、私もこの規定が最後の保障のための規定だということと、これはこれなりに十分に意義があるものと考へておるわけでありまます。

○田中(武)委員 それ最後の保障になつていないから言つておるのだ。株券の提供、今度のこれといふなら交付になるのか知らぬが、そういうことにしたら別な名目方ができるでしょう。そんなことで私は答弁になると思ひないです。すでにそういう自由に流通するものだという上になつて、いつでも管理できるんだ、こういう上になつて、取得した人に対する期待権あるいは既得権、これをどうするかということですか。しかもこれが緊急事態の場合です。緊急事態についてはいろいろ法

律だつて規定があるでしょう。緊急事態なら人を殺したつて——殺すということばは当然かも知れないが、相手が死んだつて刑法によつて無罪でしよ。罰とならずでしよ。そういうことまで法律は考慮しておるのじゃないですか。なぜそこまで考慮しなかつたのか、承服できません。委員長、取り扱ひをきめてください。

○大久保委員長 法務省からさらに御答弁願ひます。
○田中(武)委員 同じことを答弁したつて答弁にならぬよ。そんなことは私は承服できませんよ。万分の一でもいい、千分の一でもいい、可能なことを考へてきめるのが法律じゃないか。そうじゃないのか。それとも、くろうとはそうだが、しろうとの私が言うのが間違つておるなら間違つておると言つてくれ。

○石井国務大臣 どうも同じことを繰り返すようございまして、田中君と私の認識の差でも申しますか、私はあえてむやみにこれにこだわつて言つておるわけではありませんが、私は大体これでいいじゃないか、第三者的に見たつておかしくないような心持がするのです。というのは、話し合いができないからできないからとしきりにおっしゃいます、私はそういうふうな苦しい状態になつてきたときにおいて大体話し合いができるものだ、そういうふうな苦しい場合だからこ話し合いができるのだと思ひます。そしてそれも、話し合いがつかないならしかたないから裁判所の決定を待つんだ、その最後の救ひのようなものでありまして、四十四日が長い長いとおっしゃるの、私もそれは短いは思ひつておりません。しかしそこには最後の保障の手があるんだという段階でございまして。その間に、私は大部分のものは片づいてしまふんだ、こういうふう

ん。世界観の違いとか思想の違いではありません。大体話し合いがつくであろうが、つかない場合を想定して、数項目にわたっての資金回収についてのこまやかな規定をしたのでしよう。それでは究極的に救済できない場合、結局裁判所において最後は保障する、しかしそれを待っておたら人命に關するやうなこともあり得るのです。あるいは大学の入学金あたりでも、何日も納めなかつたら、ばあになるのです。この株があるから、これを売って子供の大学の入学金にしようと考えておつたものが、このやうなことになる場合はどうします。これは認識の差じゃありません。認識の差で片づけられるのなら私は容赦はしません。あくまでも法律論です。あらゆる可能性を考えて手を打つのが立法じゃないんですか、いかがなんです。こんな法律を出して、これで万足れりと考えておるのですか。ともかくこれでは私は承服できないので、ひとつ委員長において取りはかちを願います。数項目の改正のうちで、まず一番最初の譲渡禁止の項目だけやっているのですから……。

○大久保委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○大久保委員長 速記を始めて。
○田中(武)委員 いまの問題については、政府において検討の結果、本案処理までに明確な答弁をしてもらう、そういうことで委員長におまかせします。

○大久保委員長 それではただいまの田中委員からの質問の点につきまして、さらに政府から詳細なる答弁を要請いたしておきます。
○田中(武)委員 それから譲渡禁止をやる場合は、定款でやる場合、株主総会における特別決議が必要なんですね。

○新谷政府委員 さようでございます。
○田中(武)委員 たとえば東芝の株主総数は四十万人、八幡製鉄は四十万五千人といわれている。先ほどのあなたの答弁の不統一行使についての頭数の読み方については、私はその項のところで触れます。しかし総株主のおよそ過半数が出席する

ということが可能ですか。二十万人ですよ。どこでやるのです。国立競技場でもやるのですか、それでも入りませんよ。どこで株主総会をやるのです。

○新谷政府委員 譲渡制限に關します定款の変更につきましては、三百四十八条に規定を置くわけでございますが、これはただ三百四十八条の現在の特別決議の特例として新たに三百四十八条の規定を置いたわけでございます。これは「総株主ノ過半数ニシテ発行済株式ノ総数ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス」こう定めてございす。したがって、総株主の過半数の者の定足数をきめたものではございません。出席は要しません。現実にその者の出席を要するという意味じゃございません。代理権に基づいて議決権を行使することもむろん可能です。要するに賛成者の数が半数以上であればよろしい、こういう趣旨でございます。

○田中(武)委員 そうなると、不統一行使のところで触れたいと思つておつたところの答弁に關連するのです。あなたの答弁は、不統一行使のときに述べておつたのは、いわゆる投票した中の過半数だ、こういう答弁でよろしい。反対と賛成とどっちが多いのか、賛成のほうが多ければ過半数だ、こう言つておつたのです。この「総株主」というのはどういふ意味なんですか。

○新谷政府委員 「総株主」といいますのは、株主名簿に記載されております株主の総数でございます。その中で、賛成した者の頭数が半数以上であればそれでよろしい、こういう趣旨でございます。すので、ただいまの御質問のやうな問題はないと思ひます。

○田中(武)委員 おかしいですよ。三百四十八条の「総株主」ということは、そんなに読めますか。「第三百四十三条ノ規定ニ拘ラズ」ということは構成要件ではない。これは了承しましょう。しかし「総株主」というのは、同じ商法の中で違つた意味に使うことが出てくるのですか。あなた

の言っているように、株主名簿に記載された者が「総株主」だったら、四十万ですよ。その中で出席して投票した者が過半数ということなら、そう書きなさいよ。これは、「総株主」というのは、そういう意味と違ひのではありません。

○新谷政府委員 「総株主」は、株主名簿に書いてございす株主の総数でございます。その半数以上の者が賛成をすればよろしいという意味でございます。したがって、それが出席しなければならないという意味ではございません。要するに株主名簿に書いてございす総株主の半数以上の者が賛成の議決権を行使される結果になればそれでいい、こういう意味でございます。

○田中(武)委員 「総株主ノ過半数ニシテ」続けるですね。「総株主ノ過半数ニシテ」というのは、株主名簿に記載されておる東芝にすれば四十万、その過半数と読むのですよ。あなたの言うように、投票した者の過半数だとは読めません。もしそうだとおっしゃるなら、法律の専門家を呼んできてもらつて、その意見を聞きたい。なんだったたら松田二郎さんでも呼んでもらいましょか。参考人に専門家を呼んでもらつて、そう読めるかどうかを伺いたいと思ひます。

○新谷政府委員 これは「総株主ノ過半数ニシテ発行済株式ノ総数ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス」とございす。したがって、要件としたしましては、「発行済株式ノ総数ノ三分ノ二以上」株式の数から見れば三分二以上の多数が必要である。同時に株主の頭数から見た場合には、その過半数の者が多数として賛成すればそれでいい、こういう意味でございます。

○田中(武)委員 いまあなたの言つた説明の「その」とは何ですか。

○新谷政府委員 総株主の数のその多数でございます。総株主の数の中で賛成者のほうがそれ以外の方より多ければ、それが当然過半数になるわけでありす。したがって、より多くの者が賛成の議決権を行使すれば、総株主の過半数ということになるわけでございます。

○田中(武)委員 それは違います。「総株主ノ過半数ニシテ発行済株式ノ総数ノ三分ノ二」というこの「三分ノ二」は、「発行済株式」にかかるとです。そうしたら、「総株主」というのは日本語では独立して読むのですよ。それをあなたが言うように、総株主のうちで出席した者の、言いかえれば投票した者のうちの過半数だ、こう読むということになれば、私は納得できません。

○新谷政府委員 そう申し上げておるのではございせん。総株主の過半数の者が賛成をすればよろしい。総株主の過半数が出席して、そのうちの云々というのじゃございせん。総株主の数というものはきまつております。その半数以上の者が賛成の議決権を行使すればよろしい、こう申し上げておるのでありまして、半数以上の者が出席しなければならぬという意味ではございせん。

○田中(武)委員 だから構成要件ではない、もう一つの特別決議のところと違ひということではわかる。しかし「総株主」ということは同じ意味に使つてあるのですよ。こういう条文で私は民事局長のおっしゃるやうには読めません。これは法制局あるいは商法のだれか専門の人を読んできてもらいましょ。そうしてその人の意見を聞きます。それは読めません。それであるなら、同じ商法の中に「総株主」ということが二重の意味に出てきます。用語の統一ができません。松田二郎さんにも来てもらいましょ。そうすると、あなたの社員権説に債権説で対立しておる學者です。委員長、どうしてもらえませんか。私にはそれは読めません。法務省の専門家はそう読めても、一般の人にも読めるやうにしなければいけません。だから法解釈論からいってそう読めるかどうか、解釈論についての権威者を呼んでもらいましょ。

○新谷政府委員 繰り返しになりますけれども、「総株主ノ過半数ニシテ発行済株式ノ総数ノ三分ノ二以上ニ当ル多数」と申しますのは、「総株主」と申しますのが株主名簿に書いてあります株主の数でございます。その中の半数以上の者の多数

で議決されることが一つの要件でございまして、加えて、発行済み株式の数から申しますれば、その株数の三分の二以上の多数を要する、この二つの要件が必要でございまして、総株主の数は名簿によつてございまして、その過半数の賛成が必要であるということが第一の要件であります。さらに加えて「発行済み株式ノ総数ノ三分ノ二以上」の多数が必要である、こういう意味でございまして。

○田中(武)委員 その場合は委任を含む、これはわかりません。「総株主ノ」というところから「過半数」にかかってくるのが出席を要求した規定でないことはわかります。たぶんそういうことであるので、商法のいわゆるいままでの特別決議と違つた書き方をしていると思ひます。それはわかるのだが、たとえば東芝四十万のうち三十九万五千の者が委任状を出した、そうするとあとの五千人によつてやるわけでしょう。その場合に、委任を受けた者が、委任状はそれぞれ一人として勘定するわけですか。

○新谷政府委員 四十万人の株主のうち三十九万が委任状を出して議決権を行使いたしますと、それは「総株主ノ過半数」に当たります。四十万のうち三十九万でございまして、それはいまの「総株主ノ過半数」という要件を満たすわけでございます。極端な場合を申しますと、一人の者が代理人になつて議決権を行使しても同じでございます。過半数以上の者が賛成の議決権を行使しておるといふことであればよろしいわけでございます。

○田中(武)委員 これは委任を含めた場合に、その委任も、たとえば一人委任する場合もある。しかし実際というところであるなら形式的に流れてしまつて、ほんとうの意味の——少なくともこれは特別決議、現在までの觀念の特別決議とは違ふけれども、しかし過半数以上の、いわゆる普通の議決以上の要件を規定しておるのでしょう。少なくともこれは普通の總會よりか重く見ておる規定

でしよう。そうした場合にいまおっしゃるようなことだったら、ほんとうに形式的に終わるのじゃないですか。実質的に意味のある採決ができますか。

○新谷政府委員 この規定を置きますことによりまして株主總會の決議が形式的なものになるとは考へていないわけでございます。株主總會の決議が形式的なものじゃないかという見方も確かにあるわけでございますけれども、従来の三百四十三条の規定による特別決議と今回の三百四十八条の特別決議、これが株主總會の決議というものを特別に形式的なものになる原因であるというふうにはわれわれは考へておらないわけでありまして。

○田中(武)委員 この「第三百四十三条ノ規定ニ拘ラズ」ということは、それはいま言つておるような気持ちはわかるのです。三百四十三条の特別決議には過半数の出席、そこまで要求することはいかぬという……。しかしこの規定は一般決議よりも重く見ておるのでしょう。そうするならば、もっと慎重な態度が望ましいのじゃないですか。

○新谷政府委員 三百四十三条の特別決議よりも三百四十八条のほうを重く見ておるといふことはお説のとおりでございます。三百四十三条におきましては「発行済み株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主出席シ」、こうございまして、したががいて、この場合にも株主の出席の定足数が定められておるわけでございます。今回の三百四十八条の場合にはその定足数はございせん。逆に頭数を見た場合に、総株主の過半数の者が賛成をすればよろしい、こういうふうなやつたわけでありまして。従来の三百四十三条の「発行済み株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主」になりますと、これは非常に大きな大株主がおりますときに、これは株式の頭数から見ますと、ごくわずかでも発行済み株式總数の過半数に当たる場合がございまして、それでは小さな株主と申しますか、一般の株主の意向を反映しなくともこの特別決議は可能になるわけでありまして、それよりももっと慎重にやりますためには、やはり株主の大

小を問わず株主の多数の者がこれに賛成しなければいけないという形をとつたわけでございます。これはそうなる、あなたの最初のなかが違つてくるのですが、社員権取得ということではなくて、やはり株主によつて貯蓄するとか、あるいはそれによつて設備的な気持ちもあるでしよう。そこで一般の業務についてはあまり関心を持たない。しかし先ほど来私が言つておるように、議決禁止というところなら、自分の持つておる株の株がどうなるかというところに關連するわけですから、だから特別規定といふことが、特別決議と普通決議とのまん中にくるような規定を置いたのだと思ひます。しかしこの場合、やつてみないとわからぬですが、自分の持つておる株が流通禁止だ、自由に流通できないというところなら、どつと委任をせずに出てくるという可能性もある。だから理論的可能性からいへば、二十万寄るといふことを考へなければならぬ、それでしよ。東芝の場合は二十万人の人が寄ることもあるでしよ。平生のときは、東芝の運営にはわれわれが、ただ配当をもらふ、あるいは値が出たときに売る、これでいいんだ。しかし流通禁止でしよ、その場合には自分の持つておる株がどうなるか、先ほど来私が言つておるのに、既得権の侵害とでもいふべきか、既得権に關連があるのですから、私も出る私もあるという可能性はあるのです。その場合のことを考慮に入れてもおく規定で十分でしよか。

○新谷政府委員 株主の利害に影響することとございまして、この議決制限の定款の定めをするににつきましては、確かに仰せのように株主としては非常に重大な関心を持つておることと思ひます。しかし現在の株式会社の總會の事情を見ますと、たとえば合併の場合であります、あるいはその他の重要な定款の変更の場合にも、ほとんど大部分は委任によつて代理行使をしておるものが実態でございまして。この議決制限の場合に限つて株主がみずから出席することになりはしないかという御懸念でございまして、そこま

では私も考へていないわけでありまして、代理人によつて議決権を行使いたします際にも、その議案について賛成か反対かということを示して委任したすわけでありまして、それによつて株主の意向が十分反映し得るわけでありまして。ことに全国に散在しております大きな会社の株主が一堂に集まるということは事実上不可能なこととございまして、この規定を置くことによつて、こぞつてそれに出席するようになるというふうには考へられないのであります。

○田中(武)委員 たまたま会社合併とか営業譲渡の話が出ましたが、商法は二百四十五条ノ二とか四百八条ノ三で、その合併あるいは営業譲渡に反対の者には買取り請求権を認めておる。あなたの言うように、あまり関心を持たないだろうというところなら、こんな規定は要らないでしよ。しかし、あり得る可能性の上に立つてこんな規定も置いておるのでしよ。だから先ほどから私の言つておるこの問題についても、あり得る可能性というものを考へなければならぬ、おそくやそりであらう。いままでもそうであつた。商法はすでに合併とか営業譲渡の反対者の株式買取り請求権を二百四十五条ノ二とか四百八条ノ三で認めておるのか、やはり可能性について考へておるのでしよ。そうじゃないですか。

○新谷政府委員 合併とか営業譲渡に反対する株主の買取り請求権を認めたということと、株主總會に株主が出席するかしないかということは、私は別問題だと思ひます。買取り請求を認めたから現実の出席が少なくなるというものはございせん。買取り請求権を認めたのは、あくまでも反対株主の利益を擁護するためにその措置をとつたわけでございます。株主總會に出席するかしないかという問題とはこれは別問題だと私は考へます。

○田中(武)委員 私の言つておるのは、あり得る可能性についてこれは規定しておるのでしよ。それは議決禁止の場合にも、さあたいへんだというので押しかける可能性もあるわけだ。あらゆる可

能性について考えながら立案していくのが立法
じゃないですか。しかも先ほど来私が申し上
げよう、この三百四十八条の字句についてはまだ
疑問が残ります。しかしまたあらためてこの前の
ネックになっておる問題等も質問する機会があり
ますから、そのときに譲りまして、次にまいりた
いと思います。

次は、無額面株式の転換について規定を書いて
おります。現在無額面の株券を発行しておるのは
三社でしょう。三菱倉庫と住友金属と富士鋼光だ
けでしょう。ほかにも小さいところがあるのかど
うか知りませんが、そのような、三社かその程度
のものしか発行していないことについて、特にい
まこういふ規定を置くというこの根拠、置かね
ばならないという緊急性、及びこの規定を置くこ
とによって将来どのようなものかという見通し
をお伺いいたします。

○新谷政府委員 無額面株式を発行しております
会社は、仰せのように確かに現在のところ三社で
ございます。したがっていまして会社の数から申しま
すれば確かにこれは少ないのでありまして、その
少ない三社のためにこの法律の改正をするのじゃ
ないかという御疑問、確かにありだろろうと思ひ
ます。しかし、これは資料を差し上げてございま
すが、三社の株式は六億株以上におそくなるだ
ろろうと思ひます。したがってその株主の数も
非常に多いわけでありまして、こういった株主が
額面株式と無額面株式の両者を併有するという現
状になっております。ところが、こまかい株式を
併合して株券の数を少なくしていきたいというふ
るな場合にも、額面、無額面の両者が出ておりま
したのでは、これはできないわけでございます。
したがっていまして株主の立場からしまして、これ
を双方変更できる規定を設けることが望ましいわ
けであります。また会社の側からいたしまして、
両方の株券を発行いたしておりますと、株式事務
の取り扱い上非常に複雑なことになってまいるわ
けであります。したがっていましてこの無額面株式が
いい悪いという問題は別といたしまして、現在こ

の両者が発行されております限りにおいては、こ
のどちらかに変更できる道を開くということは、
株主のためにも、会社のためにも有利ではあるま
いかというところ、この改正の根拠があるわけ
あります。これを改正いたしました結果、無額面
株式を発行する会社がなくなるかどうかという見
通しにつきましては、これは確たることは申し上
げられませんが、こういふふうにしたほうが
いいのであるというところで改正いたしたのでござ
いますから、もしこの改正が実現いたしますなら
ば、さらに無額面株式の発行ということもこの三
社以外にも起きてくるだろう、こういふふうにか
えております。

○田中(武)委員 その転換は記名、無記名、いず
れでもいいですね。

○新谷政府委員 差しつかえございません。

○田中(武)委員 この一つのねらいは、あなたの
いまの答弁の中にも若干出ておりましたが、いわ
ゆる膨大な数にのぼる株券といふか、株数とい
いますか、これを若干整理といふか、少なくして
いこうというの、一つのねらいだと思ふならば、
たとえば現在五十円だといふのを、戦前とはだい
ふん貨幣価値が違つておりますね、したがってそ
の金額の引き上げとか、あるいは現在五百株、千
株が出ています。それをひとつと大きな、たとえ
五千株とか一萬株といふものをつくる。そうなる
と、今度は、持っているものの一部を売却した
いというふうなときにも支障がくるだろうと思ひ
ます。しかし無額面を額面式に切りかえるといふ
ことが、そういう膨大な数を少なくするといふ
ことに理由があるとするならば、額面額の引き上
げあるいは株券の大型化といふことも考えられる
と思うのですが、むしろそのほうが急務じゃない
か、いかがでしょう。

の五十円株を強制的に五百円株あるいはそれ以上
の大型の株に切りかえさせることは、実際問題とし
てこれは非常に困難が伴うわけでありまして、こと
に少数の端株のようなものを持っております人の権
利の救済の道が必ずしも講じ得ないということ、
さらに発行会社の側からいたしますと、この株券
の整理といふことは非常に経費のかかる問題のよ
うでございます。そういうことで、徐々に株券
を併合して大型の株券にするような方向に動
いておるように思ふのでございまして、一、株券を百株
券、千株券にまとめてしまふということ、これは、実際
問題としてなかなかむずかしいことであらうと思
います。これは実業界の実情も十分考えながら、
今後の問題として検討に値する問題ではございま
すけれども、いま直ちにこれを実施できるかとい
う問題につきましては、非常に大きな問題でござ
いますので、さらに慎重に検討いたしたいと思つ
ております。

○田中(武)委員 大臣いいですか、私は当初に、
今回の改正は二十五年の改正から言うなら、百八
十度の転換をするところの改正だということの中
に上げました。そこでいまの転換の問題等もあわ
せて考えた場合に、なるほどわずかな株主を保護
する必要はある。しかしいわずかな安定株主とい
いますか、こういう人もおるわけですね。したがって
希望によつて——強制的じゃない、希望によつて
五千株、一萬株を発行できる、こういふようにし
て、むしろ二十五年改正以前に戻つて、株数を少
なくするといふか、株券を少なくする。しかしそ
れは強制する、先ほど来私言つておるような零
細な人に関係があるから、そうはいきません。し
かし希望によつて大型化の発行、こういふことは
考えていいのじゃないですか。と同時にそういう
ものに対しては二十五年改正前に戻つて届け出印
鑑によるという制度をとつてもいいじゃない
か。こういふ点については少なくとも無額面か
ら額面式にかえる、これは自由の意思を尊重して
おると思うのです。ならば、そういうことについ

て、株券の少数化、安定株主のためにといひます
か、希望によつてそういうことができ得るという
道を開いてもいいのではないかと。そういう届け出
のあったものについては、二十五年改正以前に
戻つて、いわゆる交付でいいということ制限す
る、こういふ考え方は成り立つと思ふのです。こ
れは立法論として、政治論として、大臣いかがで
しょう。

○石井国務大臣 その問題は確かに一つの意見だ
と思ひます。私もそれに似たようなことも考えた
のでありますが、法制審議会におきましてその
問題は取り上げられて考究されたようございま
すが、結局的には結論に到達することができな
かつたというのが実際問題というふうなわけで、こ
れは引き続き研究すべき問題であると思ひます
おります。ただ今回のこの問題があるが、
ちやうどこの機会にやたらどうかというのには
ちやうと間に合わなかつたというか、今度は取り
上げることができなかった。やがてはそういう問
題も取り上げるような行き方を持つていくといふ
ことを考えなければならぬといふふうに思つてお
ります。

○田中(武)委員 何もいま直ちにと言つておるわ
けではないのですが、私はむしろそのほうが、無
額面を額面だけに転換するのと同様必要じゃなか
らうかと思ふので、先ほど私が申し上げたしまし
たものが、かりに修正でもするならば、そのとき
に考えることにいたしまししょう。

次に株式の裏書き譲渡制限の廃止です。いままで
は裏書きまたは譲渡証書、これでやつておつたの
のですが、これは流通面からいけばまことに便
利です。便利ですが、株券、現物の引き渡しに
よつて——当事者間にはわかりませんが、第三者に対
する対抗要件もあるのだといふことなら、動産と同
じように一応考えるわけですね、そうですね、そ
うしたら今度会社に対する対抗要件はどういうこ
とになりますか。いわゆる当事者間においては株
券の交付をもって売買は成立する。しかし第三者

對抗要件としてはどういふことになるか。会社に對してはどうなるのか。

○新谷政府委員 譲渡方式を改めるのみでございまして、交付によって株式を譲渡することにいたしました。株主名簿の記載の変更は必要でございませぬ。会社に對抗いたしますには、もちろんその株券を提示いたしました株主名簿の変更をいたす、これがございませんと会社には對抗できない、したがって第三者に對しても、もちろん株主としての主張ができない、このように思ひます。

○田中(武)委員 それはあくまでも当事者間ですね。売り主と買い主の間において、交付をもって売買の要件が満たされる、こう理解していいです。

○新谷政府委員 売買の当事者の間で株券の交付が行なわれるわけでございます。その株券の交付というものは、もちろん売買の当事者間の問題でございませぬ。

○田中(武)委員 そうしますと、それは無記名も記名式も一緒ですね。ということは、むしろこの交付方式ということで記名債券の無記名化といひますか、そういうようなことが考えられると思ひますね。さらに、一番最初私の投げかけた議論になります。交付をもつて足るというこの考え方は、社員権取得、こういうあなたの最初置いた大前提としてどうです。これはやはり一つの債権を代表するところの株券だ、こういうふうに理解しない限り、こういう規定は出てこないのじゃないですか。

○新谷政府委員 債権化ということとは別といたしまして、株式というものが、現在の株式会社の特性をいたしまして、転々譲渡されるという一つの特性を持っておるわけでございます。そこで、株式を譲渡いたします際に、株券の譲渡、言いかえれば株券の裏書き譲渡という形によって現在株式が譲渡されておる実態があるわけでありませうけれども、これが現行法のもとにおきましては、裏書きというものがあまり意味がないというふうな

実態になっておりますので、その譲渡の方式だけを今回改めようという趣旨でございます。特に株式の性格にこれによって変更を生ずるというふうには考えておりませぬ。

○田中(武)委員 会社に對する、あるいは第三者に對する對抗要件はこれまでどおり。そういう場合、株券を紛失した、あるいは盗難を受けた、こういうことが会社へ届け出られておる場合、現実に株券を提示した場合に会社はどのような扱いをいたしますか、あるいは会社はどのような扱いをすればいいのですか。

○新谷政府委員 これは現行法におきましても同じ問題があるわけでございます。裏書きの場合におきましても、裏書きが偽造だということでは会社に届け出たとしても、会社はその株券を提示されて名義書きかえを求められまして、十分に慎重な調査をいたしまして、それに応じておるようでございます。その点は今回の場合も同じでございます。ただ裏書きがないというだけのことでございます。したがって、もしも盗まれたものが会社に届け出がありまして、会社としてしては、その株券について名義書きかえの請求がございまして、従来と同じように調査をいたして、それに応ずるかどうかということをきめていくことになると思ひます。

○田中(武)委員 裏書きの場合の偽造もあるし、飛び越える場合もあると思ひます。少なくとも株券の動いたあとと探ることはできるのです。裏書き譲渡の場合、ところがこの場合は、現実に持っている人が、法の上ではまず所有者であるといひなされるのでしよう。そこに混乱は起こりませぬか。

それからもう一つ、いわゆる失念株ですね。いままでだったら、そういうことでやらなかったの、かりに前の株主に配当がいったときでも、わかつているから調整できるわけですね。この失念株のような場合の取り扱いはどうしますか。株主名簿の書きかえのときにいつうっかりしてお

た、この失念株の配当とかその他の権利、これはどうしますか。

○新谷政府委員 株主名簿の記載をしなかつたために配当ができなかつたというふうなことがあるかないかという問題でございます。これは、この譲渡方式を変更いたしましたとしても、いたさなくてもやはり同じ問題があり得るわけでありませぬ。特に譲渡方式の問題ではなくて、名簿に記載してそれを株主として扱つたか扱わなかつたかという問題であると思ひます。

それで、問題を先にさかのぼりますが、従来の場合であれば、株式が転々とした形跡を追及できる、しかるに今回の改正では所持しておる者が株主と推定されるのだから、その中間の過程の追跡ができなくなるのじゃないか、こういう御懸念でございます。しかし、現行法の裏書き制度のもとにおきましても、これは白地裏書きというのが非常にたくさん行なわれておりました。一度判だけ押せば、それが転々流通しておるのが実態であります。したがって、その間何びとの手を經て最終の名義書きかえを請求した者の手に渡つたかということ、これはわかりませぬ。それと同じことになるわけでありまして、特段に現行法の裏書き制度のもとにおける大多数の例と異なる結果になるものではないというふうには私に考へております。

○田中(武)委員 失念株の場合も同じことになりませうか。これは株主名簿書きかえの停止期間で、これはあくまで転換社債の場合は、その閉鎖期間中であつたわけだけれども、株主の場合はやっぱり停止期間はあるのでしよう。そうすると、この失念株が起こるわけですね。しかも、その推定というか、裁判になつた場合の準証責任の所在が違つてくるのじゃないですか、裏書き制度の場合と交付をもつて足るという場合、少なくとも紛失したとか盗まれたとかということについては、まず第一次的に株主であると認定せられるのは、現実にはその株を持つておる人なんです。それがそれでないということをやる場合に、準証責任の

あり方というふうなことが違つてきやしませんか。

○新谷政府委員 準証責任の問題になりますと、株券を所持しておる、占有しておるというものを立証しなければなりません。したがって、現実に自分が株式を取得したという者が、一応立証するわけでございます。しかし、二百五條の二項の規定によりまして、株券の占有者はこれを適法の所持人と推定する、資格授与の効力ですね、これを規定しておりますので、一応、持つておれば権利者という推定は受けるわけでありませぬ。発行会社のほうにいたしますれば、それがそれでないということを確認できますれば、そちらのほうからの反証をあげてそれをくつがえすことは、むしろ可能でございます。しかし、所持しておるということによつて適法の所持人という推定は受けるわけでありませぬ。それから、裏書きの場合は、裏書きによつて所持しておる、裏書きを受けたという、その裏書きの連続がございしますれば、これによつて適法の所持人と推定されるわけでありませぬ。これも所持と裏書きというものが形の上で変わるだけでございます。資格授与の効力がどうなるかという問題は、よりどころが裏書きから所持というものに変わったところの差異だけでございます。

○田中(武)委員 失念株については……。

○新谷政府委員 株主名簿の閉鎖期間内に譲渡いたしました、その名義書きかえは、むしろできないわけでありませぬ。これはこの法律改正後も同じでございます。現行法と変わりございませぬ。そこで、その間に譲渡いたしました、名簿に載つておりますのは従前の株主でございます。従前の株主に利益配当の手続がとられます。従前の株主に配当金が渡されるわけでありませぬ。しかしその従前の株主と新しい株主との関係におきましては、これは新しい株主がこの株式を取得しておるわけでございます。新しい取得者が従前の株主に對してその返還の請求ができる、こういうふう

に考へます。

○田中(武)委員 裏書きの場合は、転々とした場合そのあとが追求できる。実際は白紙裏書きというか、それで回つておるといいますが、しかし交付で足るといふときに失念株の場合と同じというふうに言えますか。その裏書きのあとをたどつて調査ができると思うのです。ところが、交付で足るといふ場合には、途中はわからないのです。そして転々としたときに、いわゆる配当金の決定はいつか。いわゆる株主として会社に配当金を請求する権利はいつ発生するのですか。

○新谷政府委員 配当金を支給するのはいつの時点における株主かということですが、これは株主総会で配当決議をいたします。その時点において株主名簿に記載されておる株主ということになると思つております。

○田中(武)委員 そうすると、そのときにはもう所有者は変わつてゐるわけですね。しかもそれが転々としておる場合ですね。そこではたして売り渡し人と買い取り人の間の権利の調整はいままでと同じでよろうか。

○新谷政府委員 これは同じだろつと思ひます。従来の株主名簿に記載されております者が配当金を受けるわけですが、その間に転々いたしました際には、あるいはその前の株主から配当金の交付を受ける場合もございましょうし、またそれを考慮に入れて譲渡代金をきめるというふうな場合もあり得ると思ひます。それはその間の当事者の間でおのずからわかることとございします。したがつて、特別にこの譲渡方式を変えることによつて、そういった転々譲渡の場合に混乱が生ずるといふふうには考えられないと思ひます。

○田中(武)委員 会社に対して配当金を請求する権利の発生は、株券を手にしたときなのか、株主総会において今期幾ら配当するといふことがきまつたときなのか。それは、具体的債権の内容の確定はそのときでよろう。しかし会社に対して配当金を請求する権利といふのは、株券の交付によつて取得をしたときじゃないのですか。

○新谷政府委員 当事者間におきましては、譲渡

契約に基づいて株券を交付いたしますと、新しい取得者がそこでできるわけでありまして。しかし、これは株主名簿にその名義の変更をいたしませんと、会社に対して株主という主張はできません。したがつて、従来株主名簿に記載されておりました者が、配当決議の時点において配当請求権を取得するわけでありまして。そのあとで株式が転々いたしました場合には、これはその当事者の問題として解決すべきものであらうと思ひます。

○田中(武)委員 私が株を紛失したか、盗難にあった。Aに渡つた。そして株主総会の際にはBが持つておつた。そのときの名簿は私であつた。配当金が私に來た場合、Bは私に請求するのですね。その場合、私はこれは失つたりとられたものだから返す必要はない、こつ言つた場合どうなります。いわゆるとつた者あるいは拾つた者そのものでなく、それから第三者に渡つた場合、それはどうなりますか。

○新谷政府委員 株主総会の決議によりまして配当決議が行なわれ、その後にはたして株券が盗まれて善意取得者が出た、こついう場合でございまして、善意取得者がこれを取得いたしました。善意取得でございまして、実質的にはその善意取得者のほうに株式が移るわけでございます。ただこれが株主名簿上は名義の変更をいたしておりませんので、従来の株主が依然として株主名簿上は株主である。したがつて、利益の配当は、一応会社といたしましては従来の株主に配当手続をいたしまして、従来の株主に配当金が渡るわけでありまして。しかし実質的に善意取得者が出ておられます。それは当事者間で善意取得者に返還する、こついう法律関係になると思ひます。これは盗まれた場合に限りませんで、たとえ従来の株主が自分の意思によつて第三者に譲渡した場合をお考えになつても同じだろつと思ひます。その場合には新しく取得した者が実質上の株主でございまして。したがつて、その者に配当金は返還する、こついうことにならざるを得ないと思ひます。

○田中(武)委員 動産の場合、これは落としたりなにしても、現実に引き渡したによつて第三者の對抗要件ができる。この場合あなたは当事者間だけの要件だと言つたですね。そうでしょう。そうしたら、私は、甲は落とした、とられた。Aは拾つた。とつた。それがBに渡つたときに、この交付要件といふのはAの間において有効なんではないか。動産の場合はそうではなくて、善意の第三者に対する對抗要件を取得するわけですよ。そしてそれが公開の市場で売られたときには代金を支払えとか何とかいふ規定があります。だからこの交付といふのは動産の現実の受け渡しと違ふのか違ふないのか。あなたは違ふといふ答へだつた。そうした場合に甲が落とした、とられた。Bが拾つた。とつた。Cに渡つた。この場合に違つてくるのです。そうでしょう。同じでよろうか。甲によつて売買が成立するといふ場合、動産の場合と同じですか。違ふでしょう。

○新谷政府委員 ただいまの株券を盗まれたりいは紛失した場合の善意取得の問題、これは株券を交付するといふ行為は喪失者にはございせん。ございせんが、善意の第三者が、現実に株券を持つておる者の占有を信頼してこれが株券を取得するといふ場合の保護の規定でございします。これは動産の占有の場合と同じでございまして、もと株主からの株券の交付といふ行為はございせんけれども、むしろこの株券の特殊性にかんがみて、特に動産の善意取得を保護するといふ考え方から、民法の動産の善意取得以上の保護を与えるといふのが商法の規定でございします。したがつて、交付行為がそこにはございせんけれども、拾つた者から善意で取得した者につきましては、これを保護するといふ特別の規定によつて善意取得者が保護されることになるわけでございます。

○田中(武)委員 それならばあなたの最初の客介と違ひじゃないですか。私がまず、交付によつて第三者の對抗要件ができるのか、こつ聞いたときには、あなたは当事者間だ、こつ言つたのです。動産は、もちろんいろいろ規定がありますけれども、この現実の事態をもつてすれば第三者の對抗要件ができるのです。あなたの言つてゐるのは、会社に対しての對抗要件は株主名簿というものに書きかえなければならぬ。しかし、会社以外の第三者に対しては動産と同じじゃないですか。あなたの客介は、あるいはそれ以上に保護されておる、こついうことではないか。それなら、当事者間で交付によつて売買が成立する、こついうお答へは間違つてゐたね。私の言つてゐるのは、動産の現実の受け渡しと株券の交付と、どう違ふのですか。こつ言つておるのです。

○新谷政府委員 一般の動産の場合におきましては、動産の売買契約といふ基本契約がございまして、それに伴つて占有を移すといふことが對抗要件になるわけでございます。この株券の場合には、譲渡契約はむしろございします。譲渡契約はございしますが、従来の裏書きといふ形式を踏まないで株券を交付するといふことを、一つの要件にいたしたわけでございます。こついう意味で、その当事者間に株式を譲渡する方式としまして、株券の交付を必要とする、こついうことになつておるわけでありまして。こついう意味で、一般の動産の占有を移して對抗要件を与えるといふ意味ではございせん。これは従来の裏書き譲渡といふ方式を、株券の交付といふ形に変えるといふ意味でございします。

○田中(武)委員 そうしますと、会社に対する對抗要件は株主名簿の記載。しかし、会社を除く第三者に対しては、交付によつて對抗要件ができるんじゃないですか。当事者間だけで交付によつて成立するんだ、こついうことであるなら、Aが拾ひ、とつて、B、Cに渡つたときに、所有者甲とBあるいはCとの関係においては、違つたことになりまして。

○新谷政府委員 当事者間の譲渡におきましては、株券の交付といふことが一つの要件でございします。会社に対する関係におきましては、株主名簿を書きかえることが必要でございします。書きかえて初めてその取得者が、株主に名実ともになるわけ

でございます。そういったしめさんと、会社に対して株主だということはないわけでございます。ところが、一般の第三者に対して自分は株主だと主張しますのは、やはり会社に対して株主であるということを主張できるものでないわけじゃない。そういう意味で、名義の書きかえをいたしませんと、第三者に向かっても株主であるということが主張できないわけでございます。

○田中(武)委員 そうしますと、交付でAからBにいくでしよう。それからCにいくでしよう。その次にDといく。まだ株主名簿を書きかえていないんですよ。そうしたら、第三者に対する対抗要件を持たないものを持っていくわけですね。それから、C、D、Eとずつと渡つたときに、一々そういうことになるんですか。それは違ひでしよう。交付をもって足るということとは違ひでしよう。

○新谷政府委員 甲、乙、丙と株券が転々された場合に、株券の交付という行為が伴うわけでございますが、その交付が即第三者対抗要件であるというふうには言えないわけでありまして、先ほど申し上げましたように、株主名簿に記載いたしましたものと、それは株主に名実ともなることはできません。権利を取得したということを第三者に向かつて主張する、自分が株主であるということとを主張するにも、株主名簿の書きかえがなければいけません。こういうことを申し上げたわけでありまして。

○田中(武)委員 Aの名義であるのを、BがAから交付を受けた、しかし株主名簿は変わっていないんですよ。そうすると、Cに対して、自分が正当なる株主であるという主張はできないんですよ。これは要件を備えていないですね。そうすると、株主名簿が書きかえになれば価値ある所有者ですか。そうなるものとまた変わってきますよ。

委員長、もう一時半過ぎましたので、どうでしょう、休憩しますか。そうして、その間にもつと勉強してもらいましよう。

○大久保委員長 速記をやめて。

〔速記中止〕

○大久保委員長 速記を始めて。
本会議散会後委員会を再開することとし、この際暫時休憩いたします。
午後一時三十六分休憩

午後四時二分開議

○大久保委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。商法の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 先ほど質問いたしましたのに引き続き、三百四十八条ですが、不統一行使をやつた場合に、先ほど来言っているように、不統一行使をする人は一人と数えられますね。そこであとは一人を分割して、もうでない株主数でござる、こうおっしゃつたが、一体不統一行使という現実どういうことでやるのですか。かりに千株持つて株主が出たといふんです。半分ずつ不統一行使をしようと思つたら、実際にいふとどういう手続があるのですか。

○新谷政府委員 不統一行使をしようといふときは、三日前に自分は信託上の、名義上の株主であるから不統一行使をいたしますというのを会社に通知いたします。総会の席で現実にとのうにこれが行なわれるかと申しますと、千株持つておる株主が、五百株については議案に対して賛成、五百株については反対、こういう議決権の行使をやるわけでございます。

○鍛冶委員 その五百株というのはただ口で言うだけで、それとも何か——具体的な方法をお聞かせください。

○新谷政府委員 議決権行使の具体的な事情、手続でございますが、総会の席上におきまして、自分は千株持つておる、千株の株主であるが、そのうちの五百株について賛成といふことをまずやります。それから反対の議決権を行使する者はどうなつておるかという場合に、やはり残りの五百株につきまして反対の議決権を行使する、こういうことでございます。ですから、五百株は賛成とい

う議決権の行使をまずやりまして、それから残りにつきましては反対、こういう議決権の行使になるわけでございます。

○鍛冶委員 これは前にも聞いたのですが、あなにもう一べんお聞きしますが、どうしてそういうことをしなければならぬことになつたのですか。まずそれだけ聞きます。

○新谷政府委員 最も顕著な例をいたしましては、国内におきましては投資信託がござります。この場合に証券会社が信託会社あるいは銀行に金を委託しましてこれによつて株の売買が行なわれるわけでありまして、売買しました株の株主は、その銀行が株主になるわけでございます。銀行が株主になります。したがって、株主名簿の上にもその銀行が株主として登録されております。ところが寄託いたしました証券会社は、甲、乙、丙というふうに三つの会社があるといふと、それぞれ会社が百株、五十株、二十株、それぞれその銀行に委託して株を取得してもらつておるという関係がなり立つわけでありまして、そういういたしますと、甲の証券会社は百株について賛成、乙の証券会社は五十株について反対だといふ意向を持っております。丙の会社は二十株について賛成だといふ意向を持っております。銀行が議決権を行使いたします際には、その賛成の百株と二十株を合わせた二百二十株、これについては賛成の議決権の行使ができるわけでございます。乙の会社が反対しておりますので、その乙の会社の意向を受けましてその議決権の行使をしようとするれば、五十株について反対の議決権の行使をしなければなりません。したがって、議決権を行使いたしますのはあくまでも名義人であるその銀行でございます。しかし、実質上は寄託者である証券会社の意向を尊重しまして、それに従つて議決権を行使する必要があるわけでございます。ただいま申し上げましたように、銀行としましては百二十株と五十株に分けて議決権

を行使する必要がある出てくる、こういうことでございます。

○鍛冶委員 いまの御説明を聞きますと、要するに名義上は一人になつておつても実質上は二人及び三人である。したがって実質上の株主の権利行使をその株主の意思に従つてやらせよう、こういうところからきておるのだらうと思はれるのです。そうしてみますと千株持つておる者は、五百株を賛成し、五百株を反対した、実質において賛成株主ははたして五百株であるのか、反対株主ははたして五百株であるのか、これは会社ではわかりませんね。そうすると、出てくる者の意のままになるわけですね。その点から言つて、いま言われたような目的は実際において果たされない実質があると思ひが、この点はやむを得ないですか、いかがです。

○新谷政府委員 これは名義上の株主である銀行と、実質的に株主としての利益を受けます証券会社との関係でございます。これはむしろそういう信託関係という関係が成り立つておるわけで、名義上の株主は実質上利益を受ける株主に相当する証券会社の意向に従つてやるわけでございます。その相互の関係というものはこれはあくまでも契約に基づく信託関係でございます。したがって、誠実に銀行のほうで寄託者の意向を尊重してやるということは当然のことでございますが、万が一計算を間違へたり、あるいはその他の事由によりまして実質上の株主の意向とおりに行なわれないといふことも、これは絶無とは申し上げません。しかし、これはあくまでも相互の信託関係に基づいて議決権を行使すべきものでありますので、かりに実質上の株主の意向に反するような結果が出ましても、議決権行使そのものは無効にはならないわけでありまして、極端な場合を申し上げますと、今回の改正におきまして、信託関係のない場合でも議決権の行使は許すということになつております。ただ会社の側で、特に他人のために株式を有するものでないといふことが明白な場合には、いつまでもそれを拒むことができるわけござい

ますけれども、拒まなくてもよろしいわけでございます。拒まなくても、信託関係のない個人が議決権の行使をいたします場合に、百株の株主が議場に臨みますまでは、五十株、五十株と思っておりました。議案の説明を聞いてみますと、八十株、二十株くらいウェートだと思ひますと、それに従つて議決権を行使してもよろしいわけでございます。信託関係がございます場合には、委託者と受託者との間の信託関係に基づいて行使すべきものであることは申し上げられますけれども、そのとおり行なわれなければならない、直ちにそれが無効になるものではございませんし、またそういうことも絶無とは申し上げません。もともと不統一行使というものを認めます以上、そういうことも考えておかなければならないわけでございます。しかしただいま例にあげました信託関係のような場合には、あくまでも相互の信託関係に基づいてこれは行なわれるものである、かように考へておるわけでございます。

○鑑治委員 そのいう忠実なものという事でつくれたのでありまして、世の中にはそういうことがないともいれない。そうすると、せつかくこういふものをおつくりになつたのだが、株主の意思に反する決議がなされぬと限らない。それに対しての救済方法はありますせんか。

○新谷政府委員 その意向に反して議決権が行使された場合に、それをあるべき姿に戻すというふうなことはむろん特別に規定にはございせん。そのことによりまして、実質的に株主としての利益を受ける者が万一損害でも受けたというふうなことがございすれば、これは名義上の株主との関係において損害賠償その他の方法で解決されるべき問題でございまして、議決権行使そのものにつきまして不統一行使を認めます以上、その面における救済というものは考へていないわけでございます。

○鑑治委員 その点どうも趣旨と相反することなきにしもあらずということになるわけですね。その次は、三百四十三条と交へましたね。『三

百四十三条ノ規定ニ拘ラズ』というのを入れた。これは要するに、三百四十三条という、株数によつてきめることですね。しかるにこの三百四十八条は、人数によつてきめることですね。その点が違つておるようです。ところが、どうも先ほどから聞いておると、一人の株主が信託されて出ていった。三人の株主のものを持つて總會に臨んだ。実質は三人ですね。しかるに先ほどから言われるように、一人より数えられない。この点からいつても、そういう場合には、わざわざ三百四十八条に『三百四十三条ノ規定ニ拘ラズ』と入れたものと相反するように思ひますが、その点はどうですか。

○新谷政府委員 三百四十八条におきまして、『総株主の過半数の者が議案に賛成しなければいけない』、こう書いてございしますが、このこととたゞいまの議決権の不統一行使の問題がどう結びつくかということとでございまして、実質的に株主としての利益を受ける者が三人おるにもかかわらず、その三人を過半数の数の中に入れておかないのはおかしいじゃないか、こういう御質問でございします。これはあくまでも、ここで申します『総株主ノ過半数』と申しますのは、法律上の株主でございします。法律上の株主は、先ほどの例で申し上げますと信託会社、つまり銀行が法律上の株主でございします。その株主が議決権を行使するわけでございます。背後におります実質上株主と同じ利益を受ける証券会社、これは法律的には株主ではございせん。したがしまして、三百四十八条の運用上『総株主ノ過半数』といふ場合には、あくまでも法律上の株主、さらに言いかえれば株主名簿に記載されております株主でございしますから、その場合には、ただいまの例で申しますれば、信託会社なり銀行が株主として議決権を行使するわけでございます。その株主の数を賛成の数に算入するかどうかということは考へられるわけでございますが、その背後におります者の数までも取り上げるということは、これは実質の問題としても不可能なこととでございします。名簿にも書いてない

わけでございますし、常にそういう背後の株主の数というものは変動しておるということも考へられます。株主總會の決議の要件として『総株主ノ過半数』と申しましたのは、名簿上の確に把握できる法律上の株主の多数がこれに賛成するかどうかということによつてきめるべきものではないか、かように考へます。

○鑑治委員 それはわかつておりますが、私の言ふのは、三百四十三条は株式の数で決しようとする、三百四十八条は株主の数で決しようとする。しかるに、こういう不統一行使を認めてやるということになると、この認めた趣旨に反することになる。これはせぬか、こう言うのです。それでしよう。株主の数できめようとする三百四十八条であるのに、三人の実質の株主がおるけれども、一人だけで名前が載つておるからといってやるということ、この条文をつつた趣旨と相反しようが、私の言ふのはこういうことです。

○新谷政府委員 お氣持ちは確かに、実質上の株主といふところに非常に重点を置いてお考へになつておりますので、実質上の株主がかりに三人おれば、その三人の頭数というものも三百四十八条の『総株主ノ過半数』の中で考へるべきではないかという事であらうと思ひます。これはお氣持ちはよくわかりますけれども、議決権の行使といふことになりましたと、法律上株主である者が議決権を行使すべきものでありまして、会社に対して株主になつていない背後の者が、これが実質上株主としての利益を受けようとも、それを法律上の株主として扱ふわけにはまいりません。したがしまして、『総株主ノ過半数』といふ場合には、あくまでも名簿に記載されておる者を基準にいたしまして、それらの者の多数の者の頭数で決しようという事でいたしたわけでございます。『信託』

どうかということは、法律上の問題としましてはちよつと考へることはむずかしいのではないか、かように考へております。

○鑑治委員 どうも、あなた方こういうことにしたからそう言われるので、私はこういふことをすることがいいか悪いかを言つておるのです。第一、不統一行使といふものを認めることがいいか悪いかになつてくる。実質上三人あるのに、賛否両方のものを持たせて一人の者にやらせる、そういうことをきめたからこういふことになつてゐるのです。ですから私は、そういうことをきめることがいいか悪いかを言つておるので、確かにそういう矛盾が出てまいります。それは間違ひございせん。法律上は、株主が一人でもあれば、その株主の数の勝負しようとしておるのに、その三つを一つに勝負しようとするのですから、これは私はどうしてもその点に矛盾があると思ひます。となると、根本は不統一行使といふことがいいかどうか、何人でもそういう意思の違つた者を一人で持つて出ることがいいか悪いか、こういうことになつておると思ひますので、その点の議論の分かれることだけを明瞭にしておきましよう。

その次は、根本論として譲渡の問題は、先ほどから聞いておりましたけれどもどうもまだわれわれは納得のいかぬことがあるから、ひとつごめんどうでも商法から私は答弁を得たいと思ひます。どうして証券のやりとりだけで権利が移るといふことにしようと思へられたのですか。その点からまずお聞きしたい。

○新谷政府委員 現行法におきましては株式の譲渡は株券に裏書きして交付する方式と、それから株券とは別に譲渡証券というものをつくりまして、それを譲渡人から譲り受け人に株券と一緒に交付する、こういう形をとつております。問題は裏書き譲渡の場合でございしますが、裏書きの場合におきましては、昔は会社に出した印鑑と裏書きに使われます印鑑が一致しなければならぬといふたてまえになつておりました。ところが昭和二十五年の改正によりまして、そこまでの要件は

はすされたわけでありました。記名と捺印は必要でございませうけれども、そこでなされる捺印は、会社に出してあります印鑑と同一のものでなくとも差しつかえないわけではございません。そういうことになりましたのも、これは株式というものの流通性に着眼されて、できるだけ取引を円滑にしようというところにそのねらいがあったものと思つてございませう。ところがだんだんと取引が行なわれております実態をながめてみますと、現実には会社に出してある印鑑と違つてもよろしいのでございませう。どんな判でも譲り渡さうとする者が自分の判だとして押した判であればよろしいことになるわけではございません。極端な場合には、本来自分が持つてゐる判でなくとも、あり合はせの判を使って、これが自分の判であるといふことで裏書きにそれを使用するといふ場合も考えられるわけではございません。また実際の取引界の事情を聞いてみますと、証券会社に多量の株券を預けてあります。その場合に一々自分の判を証券会社に渡しておるのではございません。これはそれぞれ株主がすべて保管しておるわけでありませう。いざ株券の受け渡しをしようという段階になりますと、株主のほうでは簡単にその捺印によつて裏書きをするといふことがなかなかむずかしいわけではあります。そこで聞くところによりますと、極端な場合かもしれませうけれども、証券会社のほうで株主の同意を得まして判を複製して、それを押して、了解のもとで裏書きをしておるといふことがかなり多数行なわれてゐるやうに聞いておるわけでありませう。そこまですりまゐると、捺印をするといふことの實質上の意味がもうほとんどないのではございませんか。ただ捺印のために株式の譲渡が手数のみを重ねるといふふうなことになるので、それならばもう思い切つて記名捺印をやめて、従来の裏書き交付という要式行為の中の裏書きというものを廃止して、交付だけにすることから、今回の譲渡方式の改正をすることになつたわけではございません。

○鑑査委員 なるほど、印鑑にそれほど重きを置かぬようになったかもしれませんが、いままでは意思を無視したわけじゃないでしよう。幾ら証券会社が判を預かつてやつたからといって、それは、おまえさういふことをしてもいいという意思表示があつたればこそやり得るので、それがなかつたらやれなかつたろう。幾ら三文判だといつても、ほんとうの判がなければこれではやうやういふのでやつたからいいので、三文判でやるのだからなくてもいい、こういうものじゃないと思ふ。要するに、そこに現在の株主が、株主権を離そうという意思表示がなかつたら譲渡はなかつたと思ひます。しかるに、いまでも便利だからといつて、いまのはただ証券のなにかさあればいいといふ。その点はこの間から言つていふ一番問題は、盗まれた場合にはどうなるかといふことです。それでも一応は向こうへ権利が移る。善意であれば正当にとつたものと推定される。実際においてはどうか考えるか知りませんが、われわれ法律家としてはたいへんな区別があると思ふのですが、その点を、そこまで乗り越えていいという理由はわれわれにはわからぬのですが、どうですか。

○新谷政府委員 確かに裏書きの方式をとりますと、記名なり捺印をすることによりまして譲渡の意思がそこにあつたといふことはございませう。しかし、今回の改正によりまして、単純に株券を交付することだけが譲渡の要件ではございませう。譲渡契約といふものはあくまで必要でございませう。裏書き方式をとつております際に、かつてに人の名前を使い、かつてに捺印をしてやれば、これは譲渡人の意思に沿つたものであります。これは裏書きの効果もないわけではございませう。それと同様に、今回の改正後におきましても譲渡の意思表示は必要でございませう。ただその際に株券を交付するといふことを一つの要件として加えてあるわけでありまして、やはり譲渡する者の意思がなければ株式の譲渡はできないわけではございませう。その点は変わりがないわけでありませう。要するに、前の制度と今回の制度の違いと申しま

すのは、株券の上に名前を書いて捺印をして渡すといふことのかわりに、名前を書いて捺印をするといふことを省略して株券を交付する。同時にそれは譲渡行為という意思表示を伴つたものでなければならぬのは当然であります。その両者相まつて株式の譲渡が行なわれるわけでありませう。意思表示もしないで、ただ単に事実上株券を甲から乙に引き渡したといふことによつて株式の譲渡が行なわれるものとは解していいわけでありませう。あくまで譲渡は譲渡でございませうから、譲渡の意思表示は必要でございませう。それに要件として加へましたのが株券の交付といふものでございませう。

○鑑査委員 これは今後の取引にたいへん影響のあることです。その点は私はいままでいふん訴訟上取り扱つたことがあります。なるほどさうでなければならぬと思ふが、もしさういふことで意思表示がなかつたら譲渡になりませうね。

そこで問題は、意志表示がないのに転々して善意の第三者がこれを受け取つた。そのときの救済方法について、具体的にあなたの方から、さうすれば救済できるかといふことを言つてもらいたい。意思表示はないのです。盗まれたか預けておいたかは別として、なかつたにもかかわらず、転々して、持つておる者は善意だ。善意の者は正当にとつたものと推定される。別に意思表示はないのですから権利は離れない。それを具体的にどうしたら救済されますか。

○新谷政府委員 これは現行法のもとにおきましても全く同じことが起きるわけではございませう。裏書きを偽造して、偽造した者がさらに裏書きして転々と株券が流通過程に置かれる場合、これと、今回の譲渡方式を改めましての間に、裏書きこそいたしませんけれども、譲渡契約と株券の交付といふ行為をとらないで、自分の意思に反して株券が占有から離れて新しく取得した者が新しい今回の譲渡方式に従つて転々と株式を譲渡したといふ場合、これは法律的には結果は全く同じでございませう。善意取得者を保護するといふことは、

動産の場合の民法の規定以上に商法の規定で従来善意取得者が保護されてゐるわけでありまして、今回の譲渡方式が変わることによりまして、その点に何らの変更はございませう。したがうして、自分の意思に反して株券が流通過程に置かれたといひましたも、善意取得といふことが起きました以上は、その善意取得者を保護するといふことにおいては、改正前も改正後も全く同様でございませう。しからば、盗まれた者がどういふ救済を受けるかといふことになりませう、これもまた改正前と同様でありまして、盗んだ者に対して損害賠償の請求をするといふ方法で解決するほかはないと思ひます。これは、この法律を改正することによつて特別に新しい損害が生じるという性質のものではございませう。従来とその点は全く変わりございませう。

○鑑査委員 民法百九十三条だつたと思ひますが、盗品・遺失物の特則ですね。これはどうですか。

○新谷政府委員 民法百九十三条は百九十二条の規定を受けた規定でございまして、一般の動産の場合の即時取得の百九十二条が働きます場合に、百九十三条が働いてゐるわけでありませう。株式の場合におきましては、一般の動産の規定の適用はございませう。商法の規定による善意取得者の保護の規定がございませう。したがうして民法の百九十三条は株券の盗難の場合には適用がない、さういふふうな考へてゐます。

○鑑査委員 それでは商法によつてどういふ救済がありますか。百九十三条にかゝるやうな救済はさういふことなんですか。

○新谷政府委員 これは民法と商法のそこが違ひであらうと思ひますが、商法におきましては、株券といふものの流通性といふものを非常に重く見まして、特別に善意取得者を保護しよう、その反面、従来の株主の保護といふことは、それだけ薄くなるかもしれませう。しかし、商法そのものが従来そのやうな法制でございまして、商法そのものが一般の動産の場合のやうな規定は商法にはございませう。おっしゃるやうに、確かに、従来の株主

の保護に薄い点があると言われれば、そうかも知れませんが、これは制度の立て方が前からさういふふうになっておられますので、民法百九十三条の適用の問題は、株券についてはないということだと思ひます。

○鑑治委員　そこがどうもわれわれのこの法律改正に対する疑問の重点なんです。意思表示のない権利者を保護しなければならぬというのが法のたてまえですね。法は原則としてしかあるべきものだと思ひます。それを取引上の安全という意味でなくしてしまふことになってしまふ、その点がいかに悪いかという点になるわけですね。そこで、それならさういふ法律がいかに悪いかという根本論になつてくるわけですね。第一は、ここで考えなければならぬのは、いま占有移転するだけで権利が移る、さうなりまして、これは百九十二条と同じ考え方であつておられるのだ。株券を普通の動産と同じように考えられておられる。だからさういふことになつたんだ。そこで問題は、一般普通の動産と同じように株券を見ていいものか、しかも株券をそれと同じようなものに見ていいのかという根本論に來ると思ひます。先ほどから議論があつたが、物権が債権かと言つておつたけれども、私は株券というものは、株主権を表示したものだと思ひます。この株主権というものは、そんな紙の上に乘つて動いて歩くものじゃない。ここから私は出てくるのです。先ほどから出てくる三百四十八条の規定にしても何にしましても、根本はそこらから出てくるので、株主権というものは株主に固有して出ておられるのです。かつてに動かし得ないものとわれわれは思ふのだ、あなたの方、その点はさうしてもいいものだ、——株主というものは、当該会社の事業に参画しようというので、株主になつておられるのです。その会社が、よほど自分でもうこれは見込みがないとか、また特にやむを得ないからとか、何かがないと、紙切れで渡していいと考へるものでないという、この根本論から出てくる。いやそんなことは要らない、これはどこから

出るのであるか。あれば、ひとつ聞かしてもらいたい。

○新谷政府委員　鑑治先生のかねてからの御持論でございまして、私もその点は承知しておるつもりでございまして、株主の地位をあらわしてあります株券、またその地位を、株式と申ししますか、これはさうも転々譲渡されるのはおかしいじゃないかという御趣旨から出発しておられるように伺ひます。しかし、商法の規定をさうならになりましてもおわかりだと思ひますけれども、もともと株式というものは転々譲渡するものである、これは有価証券でございまして、流通するもの、前記に立つて法律がでさうしてあります。ことに一般の動産以上に流通の保護をはかるということ、たゞいまの即時取得の規定にいたしまして、民法の規定よりはるかに善意者を保護するようになつておられるわけにございまして、根本の考え方、これは株主という地位をあらわすものであるから、本来他人にかつてに譲渡される筋合いのものではない、さういふことはさういふことではございまして、法律のたてまえは、さういふものをあらわした株券というものは転々譲渡される、それによつて株式の地位もまた譲渡されるということが前提になつて、この法律というものはできているわけでありまして、根本の考え方、その点は鑑治先生と私も違つておりますので、御意見はもちろんわかりますけれども、現在の商法のたてまえ、また株式会社というものの本質、また株式の性質というふうなものを考へました場合に、やはりこれは譲渡性を前提にして考へなければならぬというふうな考へておられるわけでありまして、

○鑑治委員　だいいふ、議論が分かれてはつきりしてきまして、さういふ申し上げます。株式は譲渡できるものでなければいけない、そのまゝではいいが、金もうけの目的で転々して歩くのが株式の本質だと言われることがわれわれはうなずけない。そんなものじゃない。株主は当該会社の事業に参画するということにあるので、株を動かすことにおいてもさういふものだと思われれば、それはたいへんだ。その違いです。私はさういふことではないと思ひますが、譲渡できるというところは、これはなければいけませんよ。その意味において、あなたの言われる譲渡性のあるということ、これは認めるが、譲渡することが本質だつたら、売つたり買つたりしてもさういふことが本質だ、さういふことになる。それはさういふじゃない、私はさう断言いたしますが、いかがですか。

○新谷政府委員　株式を譲渡するためにつくつたものだと申し上げるわけにございませぬ。もちろん、いまおっしゃいましたように、株主の地位をあらわすものでございまして、それを本来譲渡の目的でつくつたという極端なことを申し上げておられるわけにございませぬ。投資を回収するために、株主になりましてこれを譲渡する必要があるにございまして、さういふものを測定いたします上においても、現在の株式取引というところが非常に重要な作用をいたしておられるわけでありまして、さういふ面にも反映し得る。したがつて有利な会社の株式であれば、これが転々譲渡されるということももちろん考へられるわけでありまして、さういふ意味において株式というものは譲渡性があるというところを申し上げるわけでありまして、そのために株式というものををつくつてあるという意味ではもちろんございませぬ。本来これは株主の地位をあらわすものでございまして、株主の地位をあらわすものでございまして、さういふことを譲渡を禁止する性質のものでもないし、また投資を回収するために株式の譲渡を認めなければならぬ。また現在の実際の経済界の動きを見ましても、株式が一般の動産以上に転々譲渡されておられるのが実態でございまして、そこをつかまえて商法がそれに対する手当てをしておる、さういふことではございませぬ。

○鑑治委員　さうすると、私の意見と一緒なんです。私は譲渡は否認せぬ。譲渡性はなくてはいいかぬけれども、譲渡することが本質だと言われるから、私はそんなことはない、むしろその人にくつておられるのが本質だが、事情によつては譲渡してもいいものだ、さうだと思つておる。さうでなければいかぬと思ひます。その点はさういふものだと思ひますと、先ほどから言うようにものを表示した倉荷証券、金を表示した紙幣、小切手、さういふものと株券とは根本的に違いはありませぬ。——それをどうも同じようにやられることに出てくるのですが、いかがですか。

○新谷政府委員　ものを表示した倉荷証券とかあるいはものの価値を測定するためにつくつた紙幣とか、さういふものは性質は違ひます。おっしゃる通りに確かに性質は違ひます。これは会社の企業に参画する株主という地位をあらわすものでありまして、一般の債権的なものと同列に考へることは、これは無理だらうと思ひます。さういふことは、さういふ株式にあらわされた株主の地位というものは、これはやはりその株式会社の性質、株式というものの性質上さうあるべきだということ、その譲渡性を前提にして法律、制度というものができておるわけでありまして、したがつて、一般の債権と同列に考へることはさういふことではない。その意味では確かに株主権あるいは株券というものは一般の債権と同一には見られませぬけれども、しかしあくまでも譲渡されるものだといふ前提でできておるということだけは言えるのであらうと思ひます。

○鑑治委員　譲渡されるということと、そこから動いて歩けば権利が移るものと一緒になれることが問題なんです。そこでさういふ聞きますが、今度は株券を有せぬ株主も認めますね。私は転々できないような株券を持たなければならぬ株主でないのだから思ひますが、それは特に株券を要求してやらなければいかぬ、先ほどからあなたの御説明を聞いておると、転々としていっても飛んで歩くといふことがほんとうだ、——その点はさうですか。

○新谷政府委員　これは株式の譲渡を容易にいたしました半面、安定株主の立場からいたしますれば、常にその株式を譲渡するということを考へて

ないわけでありまして、自分でそれを保管する煩を避けるために、またその危険性を避けるために、株主の要求がありますれば、それを会社に申し入れて発行しないという制度を考えたいわけでありまして、これは株主の利益保護のためを以て、当該の株主の要求があればそういうこともできるというところでございます。もしもそれを譲渡したいというのであれば、あらためて株券の発行を求めて、それを譲渡するわけでありまして、そのこととたまたまの譲渡方式を改めたというところは必ずしも矛盾しない問題でありまして、むしろ不発行制度を設けることによって、今回の改正に伴う不安を少しもなくしようというところでございます。

○鑑治委員 先ほどからあなたの説明を聞いておると、転々することは株式の本質だ、こう言われるのに、転々しないことが前提で、転々するためには特別な手続をやらなければならぬ。そうしてみると、そういう株主を認めたことがいいとか悪いとかいうことを言うんじゃないですが、そういう株主は例外株主ですね。本質的ではない株主でございませぬ。それはいかがです。

○新谷政府委員 株券の不発行を求めたりあるいは寄託する株主というものは、これは本質的に株主でないとはちょっと言い切れないと思うのであります。ただ、株券というものを自分が保管するかわりに、一応会社に預けるなり、あるいは自分が取引に使うまでの間は株券の発行はしてもらわなくてもよろしい、それまでは株券を持たない株主でありたいという場合に、こういう制度が活用されるわけでありまして、したがって、本質的に株券を発行しない株主があるのだから、これは先ほど来のお説で言うより本来の株主とは矛盾するという性質のものではございません。本来は株券を持って、それを譲渡しようと思えば譲渡できるのが株主の立場でございませぬけれども、特にその株主の希望によって、自分が所持したくないという株主がありますれば、その者の便宜を考えて不発行制度というものを認めよう、これだけの

ことでございませぬ。これが株主あるいは株式の本質的な問題とつながるものではございませぬ。

○鑑治委員 あなたの方、この法律をこしらえられたときには、そういう株券不発行の株主はこれは場違いの株主であつて、はなはだ迷惑する株主なんですか、それともこういう株主はいいと思われませんか、そのどちらですか。

○新谷政府委員 たいへんむずかしい御質問でございますが、特にこれがいい株主であるとか悪い株主であるとかいうことは考えておりません。ただ、その株主の都合によりまして、自分が株券を所持したくないという希望がございすれば、ただそれを受けて、会社がその株主に対して株券を発行しないというだけのことでございませぬので、株主なり株式の本質の問題というふうに考える必要はないであらうと思ひます。

○鑑治委員 ただいま安定株主、安定株主ということばがありましたね。これはその株券を取らぬでもいいというのをさして言うておられたと私は思うのです。それがあなたの先ほどの説明からいいますと、どうも安定株主でない、場違い株主なんだということなんです。私はそういう株主がいいのだ、必要があれば売られるかもしれぬけれどもおれはめったに売らないんだぞ、そういうのが株主の本質だと思ふのですが、あなたの方は、そこら売り歩いておるのが本質で、売らぬものが場違いだ。——そうすると、この間から何っておる安定株主とはどうもあなたの方の考え方と違ふことばになりますか、どうですか。

○新谷政府委員 株式というものは転々流通されるものでございませぬけれども、株主によりましてはそういうことを希望しない株主もむしろあります。先祖伝来の株券を大事に保存して、株主としての権利をずっと引き継いで行使する、またその利益を受けるといふ株主もかなりあるわけでありまして、そういう株主があるからといって株式の譲渡性を否定するものではむしろございませぬ。譲渡するか、しないかは、むしろ株主の自由でございませぬので、その範囲内で譲渡しようと思ふない

で、永久に自分がこの株主でありたいと思う者は、そのまま保有すればよろしいわけでございます。そういう株主のためにいまの不発行制度なり寄託制度というものが非常に役立つであらう、こういう考えでございませぬ。安定株主と申しますのは、先ほど申しましたように、自分が株主としてその権利を行使し、利益を受けようというものであつて、投機的な利益をねらわない株主を安定株主と一般にいわれております。しかしそのことがあるからといって、株式の譲渡性は否定されません。

○鑑治委員 これ以上議論したつてしようがないが、議論の分かれはわかりました。会社としてはそういう株主が一番いいのですよ。そんな転々として株でもうけようとしておる者が来てもらつては、ほんとうは困るのです。交付する以上は何してやるわけじゃないが、会社のほうから見ればそういう株主がほんとうだ。それであなたの方は安定株主ということばを使つておられる。しかるに、どうも安定株主なんというものは場違いのものだ。——どうもそれは違ふと思う。それはこの程度にしておきます。まだあなた何かあるなら答へられてもいいです。

もう一つ、あなた言われなかつたが、ここに書いてある、取引の現状から一々裏書きして歩くよりではたいへんなんだ、——これは取引を中心にして言われる。一日何千万株、そうなるといういへんなことだ、こういうことをここにも書いてあるが、その点もそうせられた一つの理由でございませぬ。

○新谷政府委員 まず安定株主の問題、繰り返して恐縮でございませぬけれども、株主というものは、その株式を譲渡するかしないかということばはむしろ自由でございませぬ。投機的にこれを使う向きもございませぬし、そうでなくて、先祖伝来のものを大切に守つて、自分が株主として会社の事業に参画して、その利益を受けようという人もございませぬ。これは各株主の自由でございませぬ。したがって、転々譲渡することを希望する人は譲渡をいたしましたし、そうでなくて、ずっと株主で

ありたいと思う人は、いわゆる安定株主として、株主としての利益を受けたいというだけの違いでございまして、安定株主があるから株式の譲渡性を否定されるものではない、かように考えます。

それから、譲渡方式の改正の動機でございませぬが、これは証券会社の利益を考えたのではないかと御趣旨でございませぬが、そういうことも確かに便利になるわけでございます。発行会社の側といたしましても、これはたいへんな手数でございませぬ。一々名義書きかえの請求がございまして、際に、記名だけ抜かしまして、捺印だけして置くという例がかなりあるようでございます。その場合に、その記名部分が欠けておるのをどう見るか。見ようによりましては、これは裏書きが完成していないというふうに見られる場合もございませぬ。

また、その記名のない部分の補充を委任したというふうにも見られる場合もございまして、発行会社としては、その扱いが非常にめんどうなことになるわけでございます。したがって、こういうただただ手数のみかかるというふうなことであれば、むしろそういう裏書き制度というものを廃止して、株券を持つてくれば、それによって株主名簿の書きかえを認めるというふうにしたほうが便利ではあるまいかということが考えられるわけでありませぬ。そのことがまた、ひるがえつて申しますれば、株主にとりまして、名義書きかえの際に、非常に事務が簡易化するわけでございますので、株主にとりまして、これは便利であるということばは申し上げられるわけでありませぬ。ただ証券会社の利益のみをはかつたというわけのものではございませぬ。

○鑑治委員 先ほどの株式の本質論についての議論でも、あなたさう言われた。私の言うのは、いやしくも株主にはそれは二通りありませぬ。公券したやつを一々区別するわけにいかぬから、転々してもうけようという人もいます。この株はいい会社だから持つてやろうという人もおる。この持つてやろうというものを安定株主というのだと思ふ。したがって、法律をもつて株主を保護しようとする

るときには、転々として歩くものを中心にしてやるべきものでなくて、安定株主を中心として行なわなければならない、法律もそれを中心としてやらなければならないというのがわれわれの主張なんです。その意味で、そういう動揺しやすいようなことはよほど考えてもらわなければならない。こういう意味ですから、これはどれだけ議論しておいてもしょうがありませんから、この程度にして、またいずれ考えていただきたい。

いまのは、なるほど大会社で取引以外に株の転々としておるときには、株券が多くて困っておるようですが、それならば、こんなことをせぬでもやる方法がある。先ほどから出ておった株券の額をふやしたらどうですか。私は子供のときに覚えておるが、私のおやじは、町の銀行の株を二株持っておりました。これはいまから考えるとおかしいようなものだが、二株持って株主だといっているばってあった。それは明治時代です。それからがやっぱり一株五十円なんです。そういうところから考えると、今日ミサイルが飛ぶ、原子力です。歩いて歩くという時代に、明治時代と同じ一株五十円ということが、あなたどうかな。考えて、そこらに考えつかないのかね。これは私、明治時代の五十円は今日五万円にしてもまだ安いだろうと思うのです。五十万円でもいいのじゃないですか。それだから、二株持っておってやっぱりいばるわけだ。今日から考えるとおかしくてかなわぬが、これは時代おくれですよ。そういう時代おくれのものを押えておって、そうしてこれではどうも取引が不便だから——これはどうもそつちのほうで時代おくれのような気がするが、どうですか。

○新谷政府委員 この問題は先ほど田中委員からも御質問のあった点でございまして、確かに現在五十円株というものが非常に多いわけでありまして。しかし、現在の商法では、一株の金額は五百円というところになっております。できるだけそのような五百円というところで株券を発行するということが望ましいわけでありまして、現実には必ずしも五百円の株券が発行されていないようであります。

いまでもなお五十円株というものがほとんど発行されておるわけでありまして。これはどういうところにそういう理由があるのか、いろいろの事情があることと思ひますけれども、確かに株式事務が非常に繁雑になってきた一つの原因として考えられます。それは、お説のように、零細な額面の株券がたくさんあるということに原因があると思われま

す。これは間違いないと思つたのでございまして。五十円というふうな額面の株券を千株券あるいは五千株券に一まとめにしたらどうかということも、当然考えられる事柄であります。これは現在でも、株主の要求がございまして、会社のほうではそういうふうな株券の併合を認めております。五十円株を百株券にまとめ、あるいは千株券に集中するということをしていたしておるわけでありまして。ところが、すべての株主がいつもそれを希望するわけじゃございせん。また、百株とか五百株とかまとまった株を持っておる株主のみとは限らないわけでありまして、端数のついた株式を持っておる人もございまして。こういつた株主の株式を一挙に百株券に相当する株に直したり、あるいは千株券のものに直すということ、これは実際問題として非常にむずかしい問題でございまして。なかなか一挙にそれを踏み切つて、株券の額面価額を法律的に強制して引き上げるというところまで踏み込んでいくには、まだまだいろいろの問題がございまして。法制審議会におきまして、この点につきましてはいろいろと論議されたようでございまして。将来どうするかということは、確かに一つの大きな問題でございまして。そういうこともむろん頭に入れて、今後の問題を検討する必要がありますが、さしあたっては、それでは五十円株をなくしてしまえるかと申しますと、これは実際問題として非常にむずかしい問題でございまして。今後の問題として十分検討いたさなければならぬ、このように考えておるわけでありまして。

○鐵治委員 この程度にしておきますが、私は、取引のためにとか、そういう会社の都合などということを考えるならば、こういうことを考えるより

りか一株の価格をずつと上げるといふことを考えられたほうがよかつたと思ひます。その点に思ひつかないで、こういうことをやられたことは遺憾だ、こり申し上げておきます。

まだやれば切りがないが、きょうはこの程度にしておきます。

○大久保委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

次会は、明後二十一日午前十時より理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時散会

